

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年2月26日
【発行者の名称】	株式会社 光貴 (Koki Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 斉藤 政美
【本店の所在の場所】	沖縄県宜野湾市伊佐二丁目19番12号
【電話番号】	098-870-2102 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画室長 上間 圭
【担当 F-Adviser の名称】	宝印刷株式会社
【担当 F-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当 F-Adviser の本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当 F-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2025年3月31日にFukuoka PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社 光貴 https://www.koki.inc/ 証券会員制法人福岡証券取引所 https://www.fse.or.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. Fukuoka PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、Fukuoka PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時に於ける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。但し、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. Fukuoka PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、Fukuoka PRO Market においては、F-Adviser が重要な役割を担います。Fukuoka PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）にしたがって、各上場会社のために行動するF-Adviser を選任する必要があります。F-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
4. 福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期	第30期	第31期	第32期(中間)
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2024年9月
売上高 (千円)	5,300,975	5,993,706	6,450,609	3,115,211
経常利益 (千円)	159,832	241,054	157,255	29,624
当期(中間)純利益 (千円)	108,393	130,985	93,115	18,167
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
純資産額 (千円)	757,409	823,747	854,705	837,246
総資産額 (千円)	1,628,781	1,781,240	1,582,744	1,507,417
1株当たり純資産額 (円)	3,209.36	3,517.28	3,665.12	3,590.25
1株当たり配当額 (円)	182.55	249.63	152.77	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	—
1株当たり当期(中間)純利益 (円)	459.30	557.89	398.73	77.90
潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	46.50	46.25	54.00	55.54
自己資本利益率 (%)	14.31	15.90	10.89	2.17
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	39.75	44.75	38.31	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	239,782	242,454	68,793	78,086
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,295	△58,338	△54,751	△785
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△51,934	△75,484	△215,024	△46,167
現金及び現金同等物の期末(中間期末)残高 (千円)	453,555	556,181	355,199	386,333
従業員数 (人)	186	194	182	182
[ほか、平均臨時雇用人員]	[13]	[14]	[12]	[11]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度及び中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 1株当たり中間配当額については、中間配当を行っていないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第31期の財務諸表及び第32期の中間財務諸表について太陽有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けておりますが、第29期及び第30期の財務諸表については、監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社設立後の経緯は、以下のとおりであります。

年月	事項
1993年11月	市外電話、国際電話の申込加入手続代行業務を目的として、沖縄県宜野湾市普天間にて間山弘造（現当社取締役会長）が株式会社光通信の代理店として株式会社光貴（資本金10,000千円）を設立。
1993年12月	沖縄セルラー電話株式会社の代理店として、セルラーホンの販売を主とする移動体通信事業を開始
1995年7月	沖縄県那覇市に第1号店となる「セルラースポット沖映通り店」を出店し、沖縄エリアでの店舗展開を開始
1999年4月	株式会社九州セルラー電話（現・KDDI株式会社）の代理店として、福岡県福岡市へ「セルラースポットショッパーズ福岡店」を出店し、九州エリアでの店舗展開を開始
2000年9月	本店を宜野湾市普天間から沖縄県宜野湾市伊佐に移転
2005年2月	ウェディングセレモニーのプロデュース、衣裳レンタルならびにフォトウェディングサービス等を提供するブライダル事業を開始
2005年10月	沖縄県宜野湾市にブライダルサロンを開設
2012年3月	沖縄県那覇市にフォトスタジオを併設したブライダルサロン「光貴ファンタジスタ那覇ブライダルサロン」を開設
2013年6月	京都府京都市にブライダル施設「ヴォヤージュ ドゥルミエール 京都七条迎賓館」を出店
2014年7月	沖縄県北谷町にブライダル施設「ヴォヤージュ ドゥルミエール 北谷リゾート」を出店
2016年11月	移動体通信事業において、沖縄県糸満市に県内初のUQスポット「UQスポットサンエーしおざきシティ」を出店
2017年9月	移動体通信事業において、沖縄県浦添市に全国初のauショップとUQスポットの複合型新概念店舗「auショップサンエーマチナトシティ」を出店
2018年10月	移動体通信事業において、長崎県長崎市に県内初のUQスポット「UQスポットゆめタウン夢彩都」を出店
2023年12月	沖縄県北谷町に大型ブライダルサロン「ルミエール北谷サロン」を移転リニューアルオープン

3 【事業の内容】

当社は、沖縄セルラー電話株式会社、KDDI株式会社の一次代理店として、沖縄県、福岡県、長崎県において、au商品を専売する「auショップ」及び「au Style」ならびにUQモバイル商品を専売する「UQスポット」を展開する移動体通信事業のほか、沖縄県、京都府にそれぞれサービス拠点を展開し、ウエディングセレモニーのプロデュース、衣裳レンタルならびにフォトウェディングサービス等、総合的なブライダルサービスの提供するブライダル事業を行っております。

各事業の具体的な内容は以下のとおりであります。なお、以下に示す各事業の区分については「第6 経理の状況 財務諸表等 (1) 財務諸表【注記事項】」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 移動体通信事業

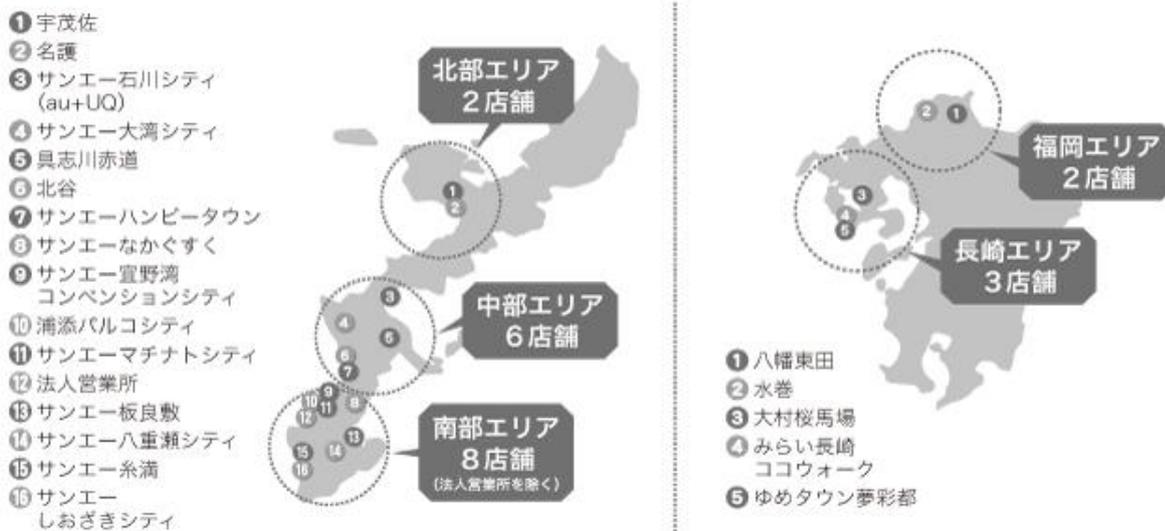
通信事業者（以下、「キャリア」という。）である沖縄セルラー電話株式会社、KDDI株式会社との代理店契約に基づき、キャリアショップの運営等を通じて各キャリアが提供する情報通信機器等の販売及び情報通信サービスの契約の取次を行い、対価として各事業者から各種手数料を受受しております。当社は、「キャリアショップは重要な社会的インフラの拠点である」という認識に基づき、携帯電話機器等の利用者であるお客様に安心してご利用いただける店舗運営に努めると共に、役職員の教育と適切な配置による接客品質の向上等を通じて、お客様とキャリア双方からの評価向上と、それに伴う収益性向上に注力しております。

本事業の具体的な内容に関しては以下のとおりであります。

① コンシューマ営業

当社は沖縄セルラー電話株式会社及びKDDI株式会社が展開する「au」のブランドショップである「auショップ」及び「au Style」を、沖縄県、福岡県、長崎県に展開しております。また、「UQ mobile」のブランドショップである「UQスポット」を、沖縄県、長崎県に展開しております。コンシューマ営業においては、出店立地が重要であることから、お客様へのタッチポイントを増やす戦略として商業施設内の移転を進めており、2024年3月期末において21店舗中14店舗がインショップとなっております。また、お客様にくつろぎながらご相談いただけるよう、店舗のスクラップアンドビルドによる快適な空間づくりにも注力しております。ここでは、路面店・インショップ共に、その時々々の最先端のデザインを取り入れるようにしております。店頭では、情報通信機器等商品の販売・契約の取次、故障修理受付や料金プラン変更の受付、通信料金の収納受付等に加えて、固定回線（FTTH）、キャッシュレス決済等の金融商材をはじめとするお客様のライフデザインを形成する商品・サービスも提供しております。

なお、当社運営店舗のエリアマップに関しましては、以下のとおりであります。



② 法人営業

当社はau商品の販売チャネルとして、コンシューマ営業の窓口となるキャリアショップの他に、沖縄県内の法人をターゲットとした法人営業部門を沖縄県那覇市に設置しております。法人営業部門ではキャリアショップと同様、お客様のご要望に応じた商品やサービスを提供するほか、直接現場に足を運び、各社の業務内容やセキュリティ管理体制などを考慮のうえ、お客様の課題解決に最適な商品・サービスの選択及び通信インフラ全般を通じた総合的な提案営業を実施しております。また法人向け固定通信サービスや、各種クラウドサービスの販売も実施しております。

(2) ブライダル事業

沖縄県、京都府へ計4施設の直営ブライダルサービス拠点を展開しており、直営施設または外注先施設を通じた挙式や披露宴の運営、婚礼貸衣裳・フォトウェディングサービス等の提供を行っております。直営施設の具体的なサービス内容に関しましては、以下のとおりであります。

(直営施設の概要)

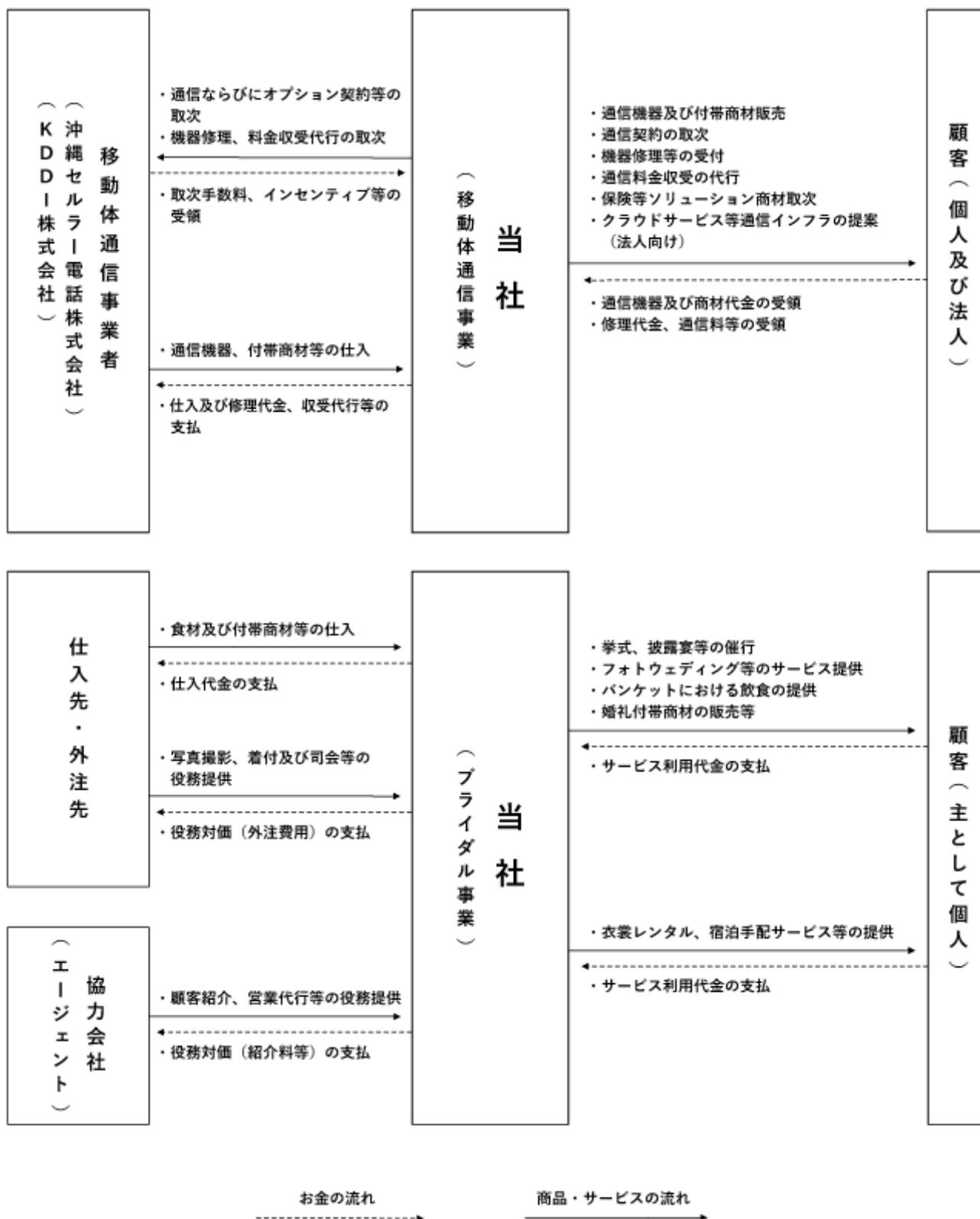
施設名	所在地	主なサービスの特長
ヴォヤージュ ドゥ ルミエール 北谷リゾート	沖縄県北谷町	<ul style="list-style-type: none">・オーシャンビューチャペルの運営（挙式催行）・披露宴や結納のバンケット運営（最大76名収容可）・オープンキッチンによるリゾートバンケット運営
ルミエール北谷サロン	沖縄県北谷町	<ul style="list-style-type: none">・ロケーションフォトの撮影・ドレス、タキシード、和装及び沖縄県の伝統的衣裳である琉装等の衣裳レンタルサービス・挙式前のメイクサポート（メイクルーム設置）・大人数披露宴を検討中のお客様への提携先式場（有名リゾートホテル等）の紹介
ヴォヤージュドゥ ルミエール 京都七条迎賓館	京都府京都市 下京区	<ul style="list-style-type: none">・歴史ある建物でのハウスウェディング催行・施設内チャペルの運営・一棟貸切バンケットの催行（最大70名収容可）・婚礼以外のバンケット（法人向け、京都食材中心）
ヴォヤージュ ドゥ ルミエール 京都五条サロン	京都府京都市 下京区	<ul style="list-style-type: none">・衣裳レンタルサービス・ロケーションフォトの撮影

当社の婚礼貸衣裳サービスは、ドレス・タキシードをはじめ和装・琉装にいたるまで、常時200点以上を用意しております。国内外の人気ブランドから有名ハイブランドまでトレンドを抑えた衣裳を取り揃えており、「たくさんのラインナップの中からお気に入りの一着を見つけ出す楽しさ」の提供を通じて顧客満足度と顧客価値の向上を図っております。

また、当社のフォトウェディングサービスは、屋外で撮影を行う「ロケーションフォト」を主軸に提供しており、沖縄エリアでは人気のビーチ等美しい風景や自然を、関西エリアでは和の情緒あふれる神社等を中心に、それぞれエリアの特色に合わせた撮影を行っております。自社で各エリアにチャペルを含む複合ブライダル施設を擁する強みを活かし、接客・衣裳・メイク・着付け等、撮影にかかるすべてのプロセスを同一窓口で完結できるだけでなく、フォトウェディングにチャペル撮影やセレモニーをプラスできる等、既存の「フォトウェディング」の枠にとらわれない多様なサービスを提供しております。

当社における事業の系統図は次のとおりであります。

【事業系統図】



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
174 〔11〕	30.5	6.6	3,535

セグメントの名称	従業員数（人）
移動体通信事業	126 （8）
ブライダル事業	22 （1）
全社（共通）	26 （2）
合計	174 （11）

- （注） 1. 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3. 臨時従業員には、契約社員、アシスタントを含み、派遣社員及び日雇労働者は除いております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 全社（共通）は、管理部門及び監査部門等に所属する従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第31期 事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、社会経済活動の正常化が進んだことで、インバウンド需要の回復等により個人消費においても持ち直しの動きが見られました。一方で、ロシア・ウクライナ情勢をはじめとする地政学的リスクの長期化等による資源・エネルギー価格の高騰や、世界的な金融引き締めの中での円安の進行に伴う物価上昇等、国内景気に与える影響については依然として留意が必要な状況が続いております。

こうした状況の中、当該事業年度における当社業績につきましては、売上高6,450,609千円（前期比7.6%増）、営業利益157,039千円（同20.2%減）、経常利益157,255千円（同34.8%減）、当期純利益93,115千円（同28.9%減）となりました。

セグメント別の経営成績を示すと、以下のとおりであります。

(移動体通信事業)

当社の主力事業となります移動体通信事業におきましては、円安や世界的な物価上昇に起因する通信端末販売価格の高騰等を背景に業界全体で端末販売台数の伸びが鈍化する等、市場全体で厳しい状況が続く中、当社は、引き続きお客様に安心してご来店いただける店舗環境の創出に努めつつ、集客イベントの強化、人材の教育と適切な配置による接客品質の向上に注力してまいりました。こうした取り組みにより、新規契約を中心に端末販売台数が増加したこと、またキャリアの端末割引施策により一部の高価格端末の販売比率が増加したことで、セグメントの売上高は5,945,293千円（前期比7.4%増）となりましたが、販促コストの増加等に伴い、セグメント利益（経常利益）は137,378千円（同8.3%減）となりました。

(ブライダル事業)

ブライダル事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、行動制限や渡航制限の緩和に伴い集客イベント等もほぼ通常どおりに再開されたことと、国内リゾートでの挙式・披露宴の人气が高まったことを受けて、受注件数は相応の回復を見せております。こうした状況の中、当社は主にフォトウェディングの受注拡大と施行の効率化を図るべく、衣裳サロンを沖縄県中頭郡北谷町のアメリカンビレッジ内へ移転し、リニューアルオープンいたしました。こうした取り組みにより、特に沖縄県内の自社施設2店舗の売上が好調だったことに加え、コロナ禍からの行動回復も相俟って、施行あたりの単価が前年度と比較して上昇したことで、セグメントの売上高は505,315千円（前期比20.1%増）となりましたが、衣裳サロンの移転に係る費用や広告宣伝費の増加等に伴い、セグメント利益（経常利益）は22,248千円（同49.1%減）となりました。

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当中間会計期間（2024年4月1日～2024年9月30日）におけるわが国経済は、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、社会経済活動の正常化が進んだ結果、企業収益や雇用・所得環境に改善の動きが見られました。一方で、不安定な国際情勢を背景とする燃料価格、原材料価格の高騰及び円安の長期化等により、消費者の生活防衛意識が高まりつつあり、依然として先行きは不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社は中期経営計画「SHIFT 2026」を策定し、「移動体通信事業の収益力強化」「ブライダル事業の品質向上と規模拡大」「株式上場とその後へ向けた管理体制の構築」の3つを基本方針として、IPOの完遂と事業拡大による当社ブランドのさらなる価値向上に取り組んでおります。

この結果、当中間会計期間における当社業績につきましては、売上高3,115,211千円、営業利益29,010千円、経常利益29,624千円、中間純利益18,167千円となりました。

セグメント別の経営成績を示すと、以下のとおりであります。

(移動体通信事業)

当社の主力事業となります移動体通信事業におきましては、物価上昇に伴う端末価格の高騰を背景に端末販売数が伸び悩みを見せる中、キャリアは「auショップ」ほかキャリアショップの統廃合を推進しており、その一環として代理店に対する各種販売手数料及び奨励金等に関する算定基準の変更がなされる等、市場の急激な変化が継続しております。

このような事業環境の中、当社は引き続き人材の教育と適切な配置による接客品質の改善などを通じて、お客様とキャリア双方からの店舗の評価向上と、それに伴う店舗の収益性向上に尽力してまいりました。また、商業施設等での販促イベントの積極的な開催による新規契約・MNPの拡販をはじめ、イベント支援部門やテレアポ支援部門の設置による店舗支援体制の強化、SV（外部販売員）の積極的な投入による店頭販売人員の確保等、販売

体制の強化にも注力いたしました。これらの取り組みにより、特に九州地区において端末販売台数が前年同期より増加したことで、セグメントの売上高は2,933,462千円となりました。加えて、キャリアによる代理店評価の向上に伴い、手数料及び支援金収入が増加したことで、セグメント利益は59,859千円となりました。

(ブライダル事業)

ブライダル事業におきましては、社会経済活動の正常化に伴い、全国的に婚礼の施行件数が回復傾向にあります。しかしながら、コロナ禍においてフォトウェディングが新たな結婚式のスタイルとして注目を集めた結果、全国的にフォトウェディングへの新規参入者が増加、この影響で沖縄県全体のフォトウェディング施行件数が前年比65.57%（沖縄リゾートウェディング協会調べ）に減少する等、市場は急速に変化しつつあります。

このような事業環境の中、当社は品質管理と顧客対応の強化を通じて、お客様満足度の向上へと努めてまいりました。また、将来の業容拡大に向けて、婚礼施設の新規取得を目的としたM&Aも、適切な投資の範囲内で積極的に検討してまいりました。沖縄県全体のフォトウェディング施行件数と同様、当社においてもフォトウェディングの新規取り扱い件数が前年同期より減少した影響で、セグメントの売上高は181,749千円となりました。また、集客に要した広告宣伝費の増加やM&A関連費用の計上等により管理コストが増大したことで、セグメント損失は30,081千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第31期 事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は355,199千円となり、前事業年度に比べ200,982千円（36.1%）の減少となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、68,793千円（前期比71.6%減）となりました。これは主に、移動体通信事業の営業利益の減少に伴い、税引前当期純利益が144,945千円と前期と比べ36,915千円（20.3%）の減益となったほか、売上債権が前期と比べ64,537千円（42.3%）増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、54,751千円（前事業年度は58,338千円の使用）となりました。これは主にブライダル事業において、衣裳サロンの移転実施等に伴い、固定資産の取得による支出が47,447千円発生したほか、VL京都及び五条サロンの減損処理等に伴い、資産除去債務の履行による支出が22,727千円発生したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、215,024千円（前事業年度は75,484千円の使用）となりました。これは主に、当社財務状況の健全化を目的とした短期借入金130,000千円の返済によるものであります。

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の中間期末残高は386,333千円となり、前事業年度末に比べ31,133千円増加しました。当中間会計期間の各活動におけるキャッシュ・フローとそれらの要因については次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、78,086千円となりました。主な増加要因は税引前中間純利益が29,624千円、売上債権の減少額87,359千円、減価償却費23,738千円、主な減少要因は賞与引当金の減少34,351千円、棚卸資産の増加9,382千円、未払消費税等の減少9,024千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、785千円となりました。これは主に、貸付金の回収による収入4,581千円等の増加要因があった一方で、有形固定資産の取得による支出5,166千円等の減少要因があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、46,167千円となりました。これは主に長期借入金の返済による支出が10,002千円、配当金の支払による支出35,625千円等の減少要因があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 仕入実績

第31期事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）における仕入実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高（千円）	前年同期比（％）
移動体通信事業	4,496,591	108.7
ブライダル事業	29,864	135.7
合計	4,526,456	108.9

（注）金額は、仕入価格によっております。

第32期中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）における仕入実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高（千円）
移動体通信事業	2,243,268
ブライダル事業	12,333
合計	2,255,601

（注）金額は、仕入価格によっております。

(3) 受注実績

当社が行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

(4) 販売実績

第31期事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	販売額（千円）	前年同期比（％）
移動体通信事業	5,945,293	107.4
ブライダル事業	505,315	120.1
合計	6,450,609	107.6

（注）最近2事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	第30期 事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）		第31期 事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	
	金額 （千円）	割合 （％）	金額 （千円）	割合 （％）
沖縄セルラー電話株式会社	4,148,487	69.2	4,604,235	71.4
KDDI株式会社	1,167,110	19.5	1,162,793	18.0

第32期中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	販売額（千円）
移動体通信事業	2,933,462
ブライダル事業	181,749
合計	3,115,211

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
	金額 （千円）	割合 （%）
沖縄セルラー電話株式会社	2,243,840	72.0
KDDI株式会社	606,229	19.5

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりと認識しております。文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において、当社が判断したものであります。

当社を取り巻く経営環境は、社会経済活動の正常化に伴い回復基調にある一方、足元では物価高を背景に消費者の生活防衛意識が高まりつつあり、移動体通信事業、ブライダル事業共に、業界における企業間の競争はますます激しくなっていくものと認識しております。

このような状況のもと、当社は経営理念とする「社会貢献を目的とする事業を通じ、これにたずさわる全従業員の活躍と物心両面の幸福追求のステージを創造する」の実現に向けて、持続的な成長と企業価値の最大化を果たすため、以下の事項を主な課題として取り組んでいく方針であります。

① 移動体通信事業の継続的な成長

移動体通信事業におきましては、端末価格の高騰と買い替えサイクルの長期化を背景に販売台数が漸減する中、キャリアの代理店に対する販売奨励金の算定体系変更に伴い、代理店の収入も減少傾向にあります。キャリアは収益確保と代理店支援の両立を目的とする代理店評価・支援プログラムの改訂を推進しており、当事業が継続的に成長していくためには、これらプログラムの改訂へ迅速に適応し、店舗の収益性を改善・向上させていくことが重要な課題であると認識しております。

当社は、強みである対面接客時の営業力を活かし、お客様の多様なニーズにお応えできるサービスを提供することにより、代理店評価・支援プログラムの改訂へと適応していくと共に、オペレーションの見直しによる生産性の改善、店舗の改装及び好立地への移転による集客力の強化等を通じて、当事業の継続的な成長へとつなげてまいります。

② ブライダル事業の収益拡大

ブライダル事業におきましては、行動制限や渡航制限の緩和に伴い、業界全体で挙式・披露宴の施行数が回復傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う受注減や施行の延期・キャンセルの発生等、当社業績に影響を及ぼす可能性は残っており、今後の動向については予断を許さない状況が継続しております。また、長期的な視点では日本国内の少子高齢化や未婚率の増加等を背景に、婚礼施設数の減少は避けられない状況にあり、今後は業界における受注獲得競争がますます激化すると共に、事業者の淘汰も加速していくものと認識しております。

当社は、将来の環境変化に耐えうる強固な事業基盤を構築するべく、営業プロセスの最適化による集客数及び成約数の向上、業務の効率化による管理コストの削減、施行プロセスの内製化による施行品質の向上と差別化等を通じて、当事業のさらなる収益拡大を図ってまいります。また、お客様と従業員双方の安全確保のため、引き続き従業員の出退勤時のマスク着用、各所への消毒用アルコールの準備、定期的な設備の除菌と清掃、定期的な店舗監査や外部機関による検査等、衛生管理の徹底に努めてまいります。

③ 人材の確保と育成

当社が変化の速い事業環境に即応し、成長し続けていくためには、優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。

当社は、優秀な人材を確保するための各エリアでの採用体制の強化と、教育・研修制度のさらなる充実を推進していくと共に、業務プロセス及び人事諸制度の見直し等を通して、従業員エンゲージメントの向上に取り組んでまいります。

④ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社が株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、今後も企業の継続的成長を実現していくためには、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みと、適正な内部管理体制の構築が必要不可欠であると認識しております。

当社は、管理部門の拡充と機能強化をはじめ、内部監査体制の充実、監査役や監査法人との積極的な連携等を通じて、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制のさらなる強化に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

<全社におけるリスク>

(1) 事業環境について

(影響度：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：低)

当社の売上は概ね日本国内向けで構成されており、移動体通信事業、プライダル事業共に市場が飽和状態となっていることから、今後同業他社との顧客獲得競争が激化していくものと認識しております。当社は事業環境認識に基づく中期経営戦略の策定及び実行を通じて事業の継続的な成長を図っておりますが、今後事業環境が当社の想定を上回るスピードで変化した場合には、当社業績に影響が生じる可能性があります。

(2) 自然災害または重大な感染症について

① 自然災害について

(影響度：大、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：低)

当社では、事業継続計画(BCP)を通じて非常事態時の対応方針を策定するほか、データ等のバックアップ、予備電源の導入等、自然災害による当社への影響を最小限にするための対策を講じておりますが、大規模な地震・津波、台風等の自然災害により、当社の設備及び人材等が直接的な被害を受けた場合、あるいは電力調達先を含む取引先及びそのサプライチェーンに重大な被害が生じた場合には、当社業績に重大な影響が生じる可能性があります。

② 重大な感染症について

(影響度：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：低)

当社では、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症に対して、アルコール消毒や除菌装置の設置、定期的な室内換気や手洗いの徹底等、基本的な感染対策を実施しております。しかしながら、国内で重大な感染症が流行し、業務の中断を余儀なくされた場合には、当社業績に影響が生じる可能性があります。

(3) 人材確保について

(影響度：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：中)

当社は、事業の持続的な成長発展のためには、優秀な人材を継続的に確保し、技術・知見を継承していくことが重要であると認識しております。当社では、企業認知度の向上を通じて優秀な人材の確保に資すると共に、多様な研修企画を通じた人材育成、働きやすい職場環境の整備に努めておりますが、当社が必要とする人材の確保や既存人材の育成が計画的に進展しない場合、または既存人材の社外への流出が生じた場合には、当社業績に影響が生じる可能性があります。

(4) 重要情報の流出・漏洩について

(影響度：大、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：中)

当社は事業を行うにあたり、個人及び法人顧客の情報等、多くの重要情報を取り扱っております。当社では、社内規程やマニュアル等の整備、従業員に対する教育及び啓発、情報セキュリティ対策の強化推進等により、重要情報の適切な取扱いに努めておりますが、不測の事態によりこれら重要情報の流出・漏洩が生じた場合には、当社の信用失墜や損害賠償請求の発生等により、当社業績に重大な影響が生じる可能性があります。

(5) 風評等の影響について

(影響度：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：中)

当社が運営しているサービスは、主に個人を対象としたものであるため、利用者の口コミやインターネット上への書き込み、マスコミ報道等による影響を受ける可能性があります。当社は、顧客満足度の向上や、従業員のコンプライアンス意識の啓発等に努めておりますが、当社に不利益な情報や風評等が流れた場合には、当社業績に影響が生じる可能性があります。

(6) M&Aの取り組みについて

(影響度：小、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：低)

当社は、移動体通信事業を安定基盤として、プライダル事業その他新規事業分野へのM&Aへ積極的に取り組むことにより業容拡大を目指す戦略を推進しております。当社ではM&Aに際して、対象企業または事業の財務内容及び法務等について詳細なデューデリジェンスを行い、各種リスクの低減を図っておりますが、これら調査段階で想定されな

かった事象がM&A後に発生する場合や、市場環境の変化や不測の事態等により事業展開が計画どおりに進捗せず、期待する成果を得られなかった場合には、当社業績に影響が生じる可能性があります。

(7) 減損について

(影響度：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：中)

当社の所有する固定資産は、将来の利益を生み出すことを前提に資産として計上しており、定期的に減損兆候の判定を行うことで経営効率の向上に努めております。しかしながら、今後の事業環境の変化等により収益性が低下し、投資額の回収が見込めなくなった場合には、減損損失が発生し、当社業績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。

(8) 大株主との関係について

(影響度：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：低)

当社の大株主は、当社の代表取締役会長である間山弘造、同氏の資産管理会社である株式会社K&S、当社の取締役副会長かつ間山弘造の配偶者である間山さゆりが、本書公表日現在で議決権の79.4%に相当する株式を保有しており、その議決権の行使にあたっては、株主共同の利益を追求すると共に、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当該の大株主は上場後も引き続き安定株主として一定割合を保有する予定ですが、将来的に何らかの事情により当該の大株主が当社株式を売却した場合には、当社株式の市場価格及び流通状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定人物への依存について

(影響度：大、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：低)

当社の代表取締役社長である斉藤政美は、当社の経営方針や事業戦略の決定等において重要な役割を担っております。同氏に対し事業運営及び業務遂行において過度に依存しないよう、経営組織の強化や権限の委譲等により経営リスクの軽減を図ると共に、各分野での人材育成を推進しておりますが、十分な体制の構築が整うより以前に、不測の事態により同氏が職務を遂行することが困難となった場合には、当社業績に重大な影響が生じる可能性があります。

<移動体通信事業におけるリスク>

(1) 特定取引先への依存について

(影響度：大、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：低)

当社の移動体通信事業は、各キャリア（沖縄セルラー電話株式会社、KDDI株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社）と「代理店委託契約」を締結しており、当社の事業活動の前提となっております。同契約は、当社が各条項に著しく違背した場合等相応の理由があるときは、キャリアは契約を解除できることとなっております。また、同契約は1年毎の自動更新であり、契約上はキャリア及び当社の双方とも、契約期間中であっても3か月前に通知することにより契約を解約できることとなっているため、キャリアの経営方針等が大きく変更された場合には、契約を解約されるリスクがあります。本書公表日現在、同契約の継続に支障を来す事象は発生しておりませんが、同契約の継続の支障を来す事象が発生した場合には、当社の事業活動に重大な影響が生じる可能性があります。なお、当該契約の内容については、「第3 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります。

(2) キャリアの経営戦略・事業計画の影響について

① キャリアからの受取手数料について

(影響度：大、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：低)

当社はキャリアが提供する移動体通信サービスへの加入手続を代行することにより、キャリアから契約取次の対価として手数料を收受しております。これら手数料は、キャリアの経営戦略及び事業計画に基づき、契約取次の内容ごとに設定されていることから、今後、キャリアの経営戦略及び事業計画の変更等により、受取手数料体系の大幅な変更が生じた場合には、当社業績に重大な影響が生じる可能性があります。

② 取引条件について

(影響度：大、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：低)

当社は代理店契約を締結している各キャリアより、様々な取引条件が課されております。今後、キャリアの経営戦略及び事業計画の変更に伴い、当該の取引条件が変更された場合には、当社業績に重大な影響が生じる可能性があります。

③ 店舗展開について

(影響度：小、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：低)

当社の移動体通信事業における新規出店は、その出店場所、時期、規模、運営形態について、キャリアの経営戦略に基づき決定されます。当社ではキャリアの戦略に歩調を合わせつつ、さらなる事業規模拡大に向けて継続的な交渉に努めておりますが、キャリアの経営戦略及び事業計画によっては、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(3) au・UQモバイルへの依存について

(影響度：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：低)

当社の移動体通信事業の売上高及び仕入金額は、その9割以上を沖縄セルラー電話株式会社、KDDI株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社の提供する「au」及び「UQモバイル」ブランドのサービスが占めております。このため、各キャリアにおける新商品の投入時期、料金プラン等の新サービスの動向、広告宣伝方針、法令違反等に伴うイメージの悪化等により、当社業績に影響が生じる可能性があります。

(4) 移動体通信事業の法的規制について

(影響度：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：低)

移動体通信事業については、「電気通信事業法」「景品表示法」「独占禁止法」「古物営業法」「携帯電話不正利用防止法」「個人情報保護法」等の規制を受けており、当社におきましても当該法令等を遵守し営業活動を行っております。しかしながら、今後新たな法的規制の導入や、現行の法的規制の強化もしくは変更等が行われた場合には、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

<ブライダル事業におけるリスク>

(1) 少子化の影響について

(影響度：大、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：低)

総務省の「人口推計」において、今後のわが国における婚礼適齢期の男女人口は減少傾向にあると予測されており、当社の展開しているブライダル市場全体の縮小が懸念されます。当社は人口30万人以上の都市を対象としたM&Aによる事業規模拡大や、施行品質の向上等により他社との差別化を図るなど、市場動向を注視しつつ今後の事業を進めてまいります。今後市場の急激な縮小等が発生した場合には、当社業績に重大な影響が生じる可能性があります。

(2) 競合他社との価格・商品サービスの競争について

(影響度：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：中)

当社では自社施設のリニューアルオープンや定期的な商品プランの見直しによる商品サービスの価値向上に努めております。しかしながら、当社と同様のサービスを提供している競合他社において、資本金、施設数、店舗開発力、価格競争力等が当社より優れている場合があります。これら競合他社が当社と同等またはより優れたサービスを導入した場合や、競合他社が当社よりも低い価格でこれらを提供した場合には、当社の施策が期待した効果を上げられず、当社業績に影響が生じる可能性があります。

(3) 売上収益の季節的変動について

(影響度：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：中)

当社のブライダル事業において提供しておりますウェディングパーティー及びフォトウェディングは、いずれも施行需要の高まる毎年10～11月及び2～3月に繁忙期を迎えます。このため、ブライダル事業の売上収益は第3四半期及び第4四半期に偏重する傾向があります。当社では施行予定日において悪天候が見込まれる場合、日程の再調整等により影響を最小化できるよう努めておりますが、繁忙期に天候不順の長期化や異常気象等が発生した場合には、当社業績に影響が生じる可能性があります。

(4) 食品衛生管理について

(影響度：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：中)

当社が運営するブライダル施設「ヴォヤージュ ドゥ ルミエール」では料飲サービスの提供を行っており、食中毒発生防止のためHACCPに準じた食品衛生管理を徹底しておりますが、万一健康被害にかかわる問題が発生した場合には、当社業績に影響が生じる可能性があります。

(5) 商標権について

(影響度：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：低)

当社の使用する名称・商標等については、外部の専門家を通じて確認する等、第三者の商標権を侵害することがな

いよう努めております。しかしながら、今後第三者が権利を保有する商標と類似する等、当該第三者の商標権を侵害していると認められ、損害賠償等が請求された場合には、当社業績に影響が生じる可能性があります。

(6) プライダル事業の法的規制について

(影響度：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、発生可能性：低)

当社のプライダル事業については、「食品衛生法」「美容師法」「旅行業法」「特定商取引法」「電子消費者契約法」等の規制を受けており、当社におきましても当該法令等を遵守し営業活動を行っております。しかしながら、今後新たな法的規制の導入や、現行の法的規制の強化もしくは変更等が行われた場合には、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

< 担当 F-Adviser との契約 >

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場 Fukuoka PRO Market に上場予定となっております。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、Fukuoka PRO Market 上場企業は、福岡証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 F-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「F-Adviser 契約」という。）を締結する義務があります。本書公表日現在において、当社が F-Adviser 契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」という。）であり、同社との F-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、F-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも F-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 F-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の Fukuoka PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

F-Adviser 契約上の義務

- イ. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと。
- ロ. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること。
- ハ. 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること。また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告なしに F-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後 1 年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

- 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止
 当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合
- ③ 破産手続、再生手続又は更生手続
 当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合 なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）
 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則としてF-Adviser契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合
 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 (a) Fukuoka PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
 当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 (a) Fukuoka PRO Market の上場株券等
 (b) 特例第132条の規定の適用を受け、すみやかにFukuoka PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次のa又はbに該当する場合。
a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
当社がFukuoka PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てしておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割当てするために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てしておく場合を除く。）
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
d Fukuoka PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
e Fukuoka PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において1個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がFukuoka PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の

発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

当社がFukuoka PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がFukuoka PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは福証が上場廃止を適当と認めた場合

F-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項

1. 当社又は同社が、F-Adviser 契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他 F-Adviser 契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めて、その違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは F-Adviser 契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、当社及び同社は、合意により F-Adviser 契約期間中いつでも F-Adviser 契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより F-Adviser 契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り同社は、あらかじめ本契約を解除する旨を証券会員制法人福岡証券取引所に通知しなければならない。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が証券会員制法人福岡証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本書公表日時点において、F-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 代理店委託契約

当社は主力事業である移動体通信事業において、各キャリアとの間で代理店契約及び業務委託契約を締結しております。これに係る契約内容については、以下のとおりであります。

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
沖縄セルラー電話株式会社	沖縄県那覇市	代理店委託基本契約	2007年5月1日	2024年5月1日 ～2025年4月30日 (1年毎の自動更新)	携帯電話等通信サービス加入取次
KDDI株式会社	東京都千代田区	営業業務委託基本契約	2011年2月1日	2024年2月1日 ～2025年1月31日 (1年毎の自動更新)	携帯電話等通信サービス加入取次

(注) 契約締結日は現行契約の初回締結日となります。

(2) 建物賃貸借契約

当社はブライダル事業において、各施設の賃貸主との間で建物賃貸借契約を締結しております。これに係る契約内容については、以下のとおりであります。

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社奥原商事	沖縄県中頭郡北谷町	定期建物賃貸借契約	2023年9月1日	2023年9月1日 ～2029年8月31日	事業場の賃貸借 (ルミエール北谷サロン)
美浜リアルエステート株式会社	沖縄県中頭郡北谷町	建物賃貸借契約	2013年5月31日	2013年5月31日 ～2033年5月30日	式場建物の賃貸借 (ヴォヤージュ ドゥ ルミエール北谷リゾート)
若林商事株式会社	京都府京都市下京区	建物賃貸借契約	2016年7月1日	2022年7月1日 ～2025年6月30日 (以後3年毎更新)	式場建物の賃貸借 (ヴォヤージュ ドゥ ルミエール京都七条迎賓館)
株式会社エリッツ建物管理	京都府京都市伏見区	建物賃貸借契約	2023年3月1日	2023年3月1日 ～2025年2月28日 (以後2年毎更新)	事業場の賃貸借 (ルミエール京都五条サロン)

(注) 契約締結日は現行契約の初回締結日となります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。財務諸表の作成にあたっては、決算日における資産・負債ならびに報告機関における収益・費用の報告額に影響を与えるような経営者の見積り・予測を必要としております。当社は、過去の実績値や将来における発生可能性等を踏まえ合理的に判断される前提のもと、これらの見積り及び予測を行っておりますが、前提条件やその後の環境等に变化がある場合には、結果としてこれら見積りと実績が異なる場合があります。

なお、当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針及び見積りは、「第6 経理の状況 1 財務諸表【注記事項】」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第31期事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

(資産)

当事業年度末における流動資産は873,096千円となり、前事業年度末に比べて174,346千円減少いたしました。これは主に、当社財務状況の健全化を目的とした短期借入金の返済等により現金及び預金が200,982千円減少したことによるものであります。また、固定資産については709,647千円となり、前事業年度末に比べ24,149千円減少いたしました。これは、「ヴォヤージュ ドゥ ルミエール 京都七条迎賓館」（以下、「VL京都」という。）及び「ルミエール京都五条サロン」（以下、「五条サロン」という。）の減損処理により、当該施設の資産価値を21,621千円減額したこと等によるものであります。

この結果、当事業年度末における資産合計は1,582,744千円となり、前事業年度末に比べて198,496千円減少しております。

(負債)

当事業年度末における負債合計は728,039千円となり、前事業年度末に比べて229,453千円減少いたしました。これは主に、借入金の返済により短期借入金が130,000千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は854,705千円となり、前事業年度末に比べて30,957千円増加いたしました。これは主に、当期純利益の計上等に伴い、利益剰余金が34,652千円増加したことによるものであります。

第32期中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は829,023千円となり、前事業年度末に比べて44,073千円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が31,133千円増加した一方で、売掛金が87,359千円減少したことによるものです。また、固定資産については678,393千円となり、前事業年度末に比べ31,253千円減少いたしました。

この結果、当中間会計期間末における資産合計は1,507,417千円となり、前事業年度末に比べて75,327千円減少しております。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は670,170千円となり、前事業年度末に比べて57,868千円減少いたしました。これは主に、賞与引当金が34,351千円減少、長期借入金が9,942千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は837,246千円となり、前事業年度末に比べて17,458千円減少いたしました。これは主に、中間純利益の計上等に伴い、利益剰余金が18,167千円増加した一方で、剰余金の配当により利益剰余金が35,625千円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当社のキャッシュ・フローの状況は、「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日（2025年3月31日）から12か月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び金融機関からの借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 第31期 事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当事業年度の設備投資については、販売及び営業施設の充実・強化を目的とした設備投資を実施しており、設備投資総額は47,751千円です。各セグメント別の設備投資については、次のとおりであります。

① 移動体通信事業

auショップみらい長崎ココウォークの新装工事を中心とする総額4,205千円の設備投資を実施しております。なお、当該店舗の取得に伴い、代理店間での事業（店舗）交換を行っており、auショップ東大宮を除いております。当該事象に伴う固定資産除却損は823千円であります。

② ブライダル事業

集客力の向上及び施行の効率化を目的として、沖縄県那覇市天久から県内有数のリゾート地である北谷町美浜のアメリカンビレッジ内への衣裳サロンの移転を中心とする総額38,507千円の設備投資を実施しております。なお、衣裳サロンの移転に伴い、30,293千円の固定資産除却損が発生しております。

③ 全社（共通）

主に予備電源（蓄電器）の導入、本社倉庫の新設等を中心とする総額5,038千円の設備投資を実施しております。

(2) 第32期 中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当中間会計期間の設備投資については、販売及び営業施設の充実・強化を目的とした設備投資を実施しており、設備投資総額は6,507千円です。各セグメント別の設備投資については、次のとおりであります。

① 移動体通信事業

auショップ宇茂佐の案内看板設置工事、店頭展示用デモ機端末を中心とする総額2,959千円の設備投資を実施しております。

② ブライダル事業

レンタル用衣裳として総額2,143千円の設備投資を実施しております。

③ 全社（共通）

業務用デスクトップPC等を中心とした総額1,404千円の設備投資を実施しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は次のとおりであります。

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	リース資産	一括償却 資産	合計	
本社 (沖縄県 宜野湾市)	全社 (共通)	本社機能	22,014	3,057	892	1,907	27,871	26(2)
移動体通信事業 沖縄エリア (名護市宇茂佐 の森) ほか 沖縄県15店舗	移動体通 信事業	販売設備	137,732	17,570	-	1,279	156,582	93(6)
移動体通信事業 福岡エリア (北九州市八幡 東区) ほか 福岡県2店舗	移動体通 信事業	販売設備	-	-	-	924	924	15(1)
移動体通信事業 長崎エリア (大村市西大村 本町) ほか 長崎県3店舗	移動体通 信事業	販売設備	21,228	859	-	1,283	23,371	17(-)
法人営業 (那覇市天久)	移動体通 信事業	営業設備	391	355	-	51	799	6(-)
ブライダル事業 沖縄エリア (北谷町美浜) ほか 沖縄県2施設	ブライダ ル事業	挙式・披 露宴施設	118,109	9,919	-	2,999	131,028	20(1)
ブライダル事業 関西エリア (京都市下京 区)	ブライダ ル事業	挙式・披 露宴施設	-	-	-	-	-	5(0)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数の年間平均雇用人員(1日8時間換算)で算出し、小数第一位で四捨五入しています(四捨五入により1未満となる場合は(0)で表記しています)

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。
- (3) 重要な設備の改装等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2024年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年2月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	960,000	720,000	240,000	240,000	非上場	単元株式数は100株であります。
計	960,000	720,000	240,000	240,000	—	—

(注) 2024年12月19日開催の臨時株主総会決議により、定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2)【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権(2023年6月29日定時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (2024年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年1月31日)
新株予約権の数(個)	196	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,700(注)1、2	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年6月30日 至 2033年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額及び資本組入額(円)	発行価格 3,700(注)1、2、3 資本組入額 1,850(注)1、2、3	同左
新株予約権の行使の条件	①権利行使時においても、当社の取締役、監査役、使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、取締役会で認められた場合はこの限りではない。 ②権利行使期間の制約に加えて、権利行使開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日以降から権利の行使が可能。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。但し新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算定により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{募集株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

但し、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとします。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合は、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合は、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から資本金増加額を減じた額であります。
4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件にしたがって、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

第2回新株予約権（2024年6月27日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年1月31日)
新株予約権の数(個)	—	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	6,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	3,800(注)1、2
新株予約権の行使期間	—	自 2026年6月28日 至 2034年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額及び資本組入額(円)	—	発行価格 3,800(注)1、2、3 資本組入額 1,900(注)1、2、3
新株予約権の行使の条件	—	①権利行使時においても、当社の取締役、監査役、使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、取締役会で認められた場合はこの限りではない。 ②権利行使期間の制約に加えて、権利行使開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日以降から権利の行使が可能。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。但し新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算定により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{募集株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

但し、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとします。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合は、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合は、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から資本金増加額を減じた額であります。
4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件にしたがって、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2014年3月14日 (注)	238,800	240,000	-	65,000	-	15,000

(注) 株式分割 (1:200) によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年1月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	—	—	1	—	—	9	11	—
所有株式数 (単元)	200	—	—	1,560	—	—	640	2,400	—
所有株式数の割合 (%)	8.3	—	—	65.0	—	—	26.7	100	—

(注) 1. 自己株式6,800株は、「個人その他」に68単元含まれております。

2. 2024年12月19日開催の臨時株主総会決議により、定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年1月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 233,200	2,332	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	240,000	—	—
総株主の議決権	—	2,332	—

(注) 2024年12月19日開催の臨時株主総会決議により、定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

②【自己株式等】

2025年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式)株式会社光貴	沖縄県宜野湾市伊佐二丁目19番12号	6,800	—	6,800	2.8

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しています。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は以下のとおりです。

回数	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2023年6月29日	2024年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 10	当社取締役 1 当社従業員 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	同上	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上

(10)【従業員株式所有制度の内容】

①従業員株式所有制度の概要

当社は、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生増進策として、従業員の資産形成を支援することを目的とする従業員持株会制度を導入しております。

②従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

特段の定めは設けておりません。

③当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることが出来る者の範囲

当社従業員に限定しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号および会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2023年6月29日)での決議状況 (取得日2023年7月31日)	1,000	3,695
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	1,000	3,695
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	6,800	—	6,800	—

3 【配当政策】

当社は、「株主への還元による、社会の進歩、発展に寄与する」という理念のもと、株主に対する利益還元を経営の重要課題として位置付けております。一方、安定的な経営体質の維持と将来の企業成長に向けた事業展開の備えとしての内部留保の充実を図ることも企業価値の向上のために重要であると認識しており、両者を比較衡量しつつ事業年度における業績及び財務状況を総合的に勘案し、株主の皆様へ長期にわたって安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。また、配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当は株主総会であります。

最近事業年度における剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり152円77銭としております。この結果、配当性向は38.31%となっております。

内部留保資金の用途につきましては、持続的成長に向けた設備投資ならびに経営体質強化に向けた人材採用費用として投入していくこととしております。

なお、当事業年度にかかる剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)
2024年6月27日 定時株主総会決議	35,625	152.77

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員状況】

男性9名 女性1名（役員のうち女性の比率10.00%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	—	間山弘造	1966年 9月3日生	1987年4月 日本デジタル・イクイップメント株式会社 入社 1990年4月 株式会社光通信 入社 1993年11月 株式会社光貴 設立 当社 代表取締役社長 就任 2014年3月 株式会社K&S代表取締役 就任 (現任) 2022年4月 当社 代表取締役会長 就任 (現任)	(注)4	(注)8	171,100 (注)6
代表取締役 社長	—	斉藤政美	1957年 11月11日生	1982年4月 野村証券株式会社 入社 2004年9月 ドレスナー・クライノート証券 会社 入社 2006年7月 エース証券株式会社 入社 2009年8月 みずほ証券株式会社 入社 2015年8月 当社 顧問 就任 2016年3月 株式会社セキュア社外取締役 就 任(現任) 2017年6月 当社 常務取締役 就任 2022年4月 当社 代表取締役社長 就任 (現任)	(注)4	(注)8	500
取締役副会 長	—	間山さゆり	1966年 1月6日生	1984年4月 沖縄情報経理専門学校 入職 1987年4月 株式会社光通信 入社 1993年11月 当社 専務取締役 就任 2022年6月 当社 取締役副会長 就任 (現任)	(注)4	(注)8	14,100
取締役	移動体通信 事業本部長	仲座真吾	1981年 12月28日生	2004年3月 当社 入社 2021年6月 当社 取締役移動体通信事業本部 長 就任(現任)	(注)4	(注)8	500
取締役	ブライダル 事業本部長	東江孝夫	1982年 11月2日生	2005年7月 ひまわり音楽教室 入職 2011年5月 当社 入社 2023年6月 当社 取締役ブライダル事業本部 長 就任(現任)	(注)4	(注)8	1,400
取締役	管理本部長	若尾徹	1958年 10月9日生	1982年4月 オリnbas光学工業株式会社(現 オリン パス株式会社) 入社 2021年9月 株式会社インボックス 入社 2022年3月 OMデジタルソリューションズ株式 会社 入社 2023年10月 当社 顧問 就任 2024年1月 当社 入社 管理本部長 就任 2024年6月 当社 取締役管理本部長 就任 (現任)	(注)4	(注)8	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
取締役	—	平本洋佑	1979年 9月29日生	2003年4月 株式会社三井住友銀行 入行 2008年10月 みずほ証券株式会社 入社 2020年10月 平田機工株式会社 入社 2023年7月 株式会社ソフネット取締役副社長 就任(現任) 2024年1月 当社 顧問 就任 2024年6月 当社 社外取締役 就任(現任)	(注)4	(注)8	—
常勤 監査役	—	安村宏	1957年 5月26日生	1981年4月 野村証券株式会社 入社 2009年8月 みずほ証券株式会社 入社 2017年4月 ユーミーグループホールディング ス株式会社(現 ユーミーコーポ レーション株式会社) 入社 2018年2月 俺の株式会社 常勤監査役 就任 2018年10月 当社 入社 2019年3月 当社 退社 2023年4月 当社 代表取締役社長付顧問 就 任 2023年6月 当社 常勤監査役 就任(現任)	(注)5	(注)8	—
監査役	—	金城保	1959年 6月26日生	1985年9月 トーマツ青木監査法人(現 有限 責任監査法人トーマツ) 入所 1996年2月 東陽監査法人 入所 2011年5月 東陽監査法人 社員就任 2013年6月 当社 社外監査役 就任(現任)	(注)5	(注)8	2,000
監査役	—	管納啓文	1980年 8月25日生	2009年12月 辻井法律事務所 入所 2020年12月 弁護士法人みらい法律事務所 入 所(現任) 2020年12月 福岡中小企業再生支援協議会(現 福岡県中小企業活性化協議会) 統 括責任者補佐 就任 2023年6月 当社 社外監査役 就任(現任)	(注)5	(注)8	—
計							189,600

- (注) 1. 取締役副会長 間山さゆりは代表取締役会長 間山弘造の配偶者であります。
2. 取締役 平本洋佑は社外取締役であります。
3. 監査役 金城保及び管納啓文は社外監査役であります。
4. 取締役の任期は、2024年12月19日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度の
うち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2024年12月19日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度の
うち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 代表取締役会長間山弘造の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社K&Sが所有する株式数を含
めた実質所有株式数で記載しております。
7. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各本部の業務執行
機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しており、経営企画室長 上間圭を
執行役員として指名しております。
8. 2024年3月期における役員報酬の総額は102,672千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスの取り組みに関する基本方針

当社は、社会へ貢献できるサービスを提供することで、継続的に収益を拡充し、企業価値を向上させ、株主をはじめとした顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。具体的には、実効性のある内部統制システムの整備をはじめとして、適切なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化ならびにこれらを適切に監査する体制の強化が重要であると考えております。

このような認識のもと、当社では管理部門の拡充と機能強化をはじめ、業務の有効性や効率性、財務報告の信頼性、事務活動にかかわる法令等の遵守を中心に適正かつ効率的な企業体制の構築及び維持に積極的に取り組み、経営情報の適時適切な開示を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

②企業統治の体制

当社は監査役会制度を採用しており、内部統制システムの実効性を高めるため、各機関を設置しております。

(a) 取締役会

取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催しており、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。本書公表日現在、当社の取締役会は1名の社外取締役を含めた7名の取締役により構成され、当社の業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の適正な職務執行が図られるよう監督しております。

(b) 監査役会

監査役会は、原則として毎月1回定期的に開催しております。本書公表日現在、当社の監査役会は2名の社外監査役を含めた3名の監査役により構成され、取締役会に出席し適宜意見を述べるほか、監査役監査を実施し、取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、監査役会では、監査方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担費用の予算等を協議し、監査役職務の実行状況について随時報告等を行うことによりコーポレート・ガバナンスの実効性を高めております。

(c) 最高幹部会

最高幹部会は、会長、副会長、社長の3名で構成され、原則として毎月1回定期的に開催しており、代表取締役社長の意思決定を補助する機関として、会社の重要施策、取締役会へ付議すべき重要な案件、会社組織に係る重要な事項の調整、その他処理が求められる事項等につき協議を行う場であります。

(d) 経営会議

経営会議は、原則として毎週1回定期的に開催しており、会社全般の業務執行方針及び業務執行に関する重要事項について、取締役会へ上程する事案を審議する場であります。

(e) リスク管理委員会

リスク管理・コンプライアンス委員会は、原則として四半期に1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。リスク管理・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とした取締役ならびに本部長によって構成されており、代表取締役社長の諮問機関として、会社のリスク管理及びコンプライアンスに関する各種事項の情報収集ならびに会社の運営にかかるリスクの回避、事故発生時の影響の軽減等についての共有・審議をしております。

(f) 内部監査

当社は、代表取締役社長から選任された内部監査担当者1名により、内部監査室を設置しております。監査担当者は、被監査部門及び関係者に対して、資料の提出・報告・調査など監査遂行上必要なものを求め、監査終了後その結果について被監査部門の管轄責任者と意見交換を行うものとし、また、監査の結果を内部監査報告書としてまとめ、代表取締役及び必要に応じて関係部署に回付しております。

(g) 監査法人

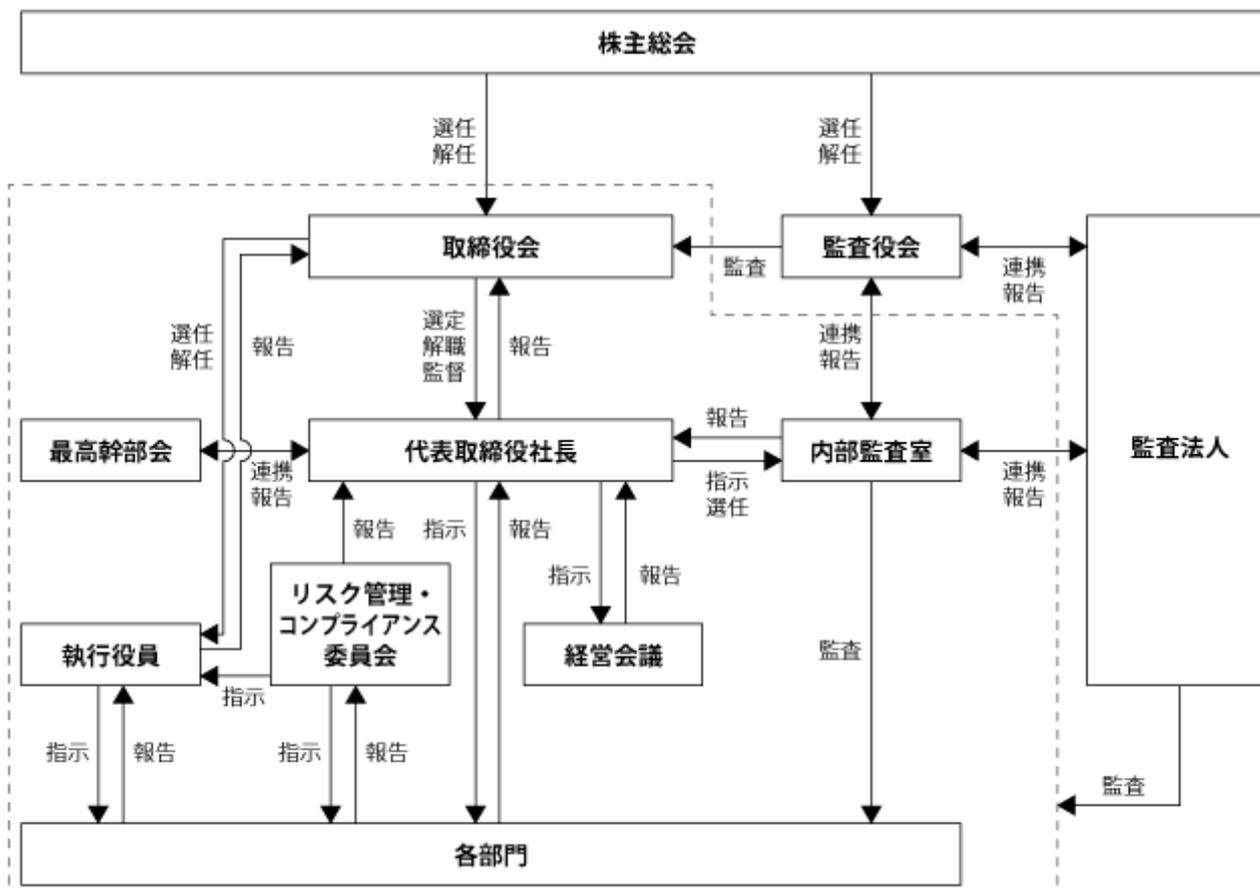
当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年3月期において監査を執行した公認会計士は秋田秀樹氏、戸田圭亮氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士15名、その他18名であります。なお当社と監査に従事する公認会計

士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(h) 執行役員

当社は、取締役の推薦に基づき、取締役会の決議によって1名の執行役員を選任しております。執行役員は、取締役会の決定に基づき、会社の業務執行を分担するほか、自己の担当する業務執行の状況について取締役会へ報告しております。

組織体制図は以下のとおりであります。



③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制ならびにその他当社における業務の適正を確保するため、「内部統制システムの基本方針」を定め、当該システムの構築に必要な体制の整備を図っております。当該方針の概要は以下のとおりであります。

ア 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての取締役及び使用人が法令及び社会倫理を遵守すると共に、公正で高い倫理観に基づく企業活動を行うことを徹底するため、以下の体制を整備しております。

- i. 取締役及び使用人は、法令及び定款を遵守し、社会的責任及び企業倫理の確立に努めると共に、諸規程を遵守し、コンプライアンス体制の維持・向上に努めております。
- ii. 業務執行部門から独立した内部監査室が、取締役会に対しコンプライアンスの状況を適宜報告しており、取締役会はその報告に基づき、随時その体制の見直しを行っております。
- iii. 内部通報制度の整備とその適正な運用により、法令違反その他コンプライアンス違反行為またはそのおそれのある行為の未然防止及び早期対応を図っております。

イ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、当該情報についての所管の部門が文書または電磁的媒体に情報を記録し、保存及び管理を実施しております。

ウ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理の基本的事項等について「リスク管理・コンプライアンス規程」を定め、代表取締役社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、経営リスクの把握やその評価、対応方針等を検討する体制を整備しております。

エ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、取締役の権限及び担当を明確にし、職務の執行を効率的に行うため、以下の体制を整備しております。

- i. 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況について報告を求め、相互の監督等を行っております。
- ii. 取締役及び使用人の職務の執行について、「取締役会規程」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」において定められた権限及び責任を遵守しております。
- iii. 職務の執行の状況を把握し改善を図るため、内部監査室による監査を実施し、取締役会は内部監査室からの報告を踏まえ、必要に応じてその体制を検証しております。

オ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく、以下の体制を整備しております。

- i. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助者として適切な者を任命し、監査役の指示の実効性を確保します。
- ii. 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、その任命・異動・評価・懲戒については、監査役の意見を尊重し決定しております。
- iii. 監査役による当該使用人への指示に基づく活動に対しては、取締役会をはじめ各部門が連携して実効性のある協力体制を整備しております。

カ 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制及び当該報告を行ったことを理由とする不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が監査役へ適正な報告を行えるよう、以下の体制を整備しております。

- i. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役が、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行うものとしております。
- ii. 取締役及び使用人は、当社に重大な損失を与える事象が発生またはそのおそれがある場合、違法または不正な行為を発見した場合は、ただちに所定の通報先へ通報するものとしており、通報を受けた者は、監査役へ報告するものとしております。
- iii. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるものとしております。
- iv. 監査役へ報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由に不利益な取扱いをすることを禁じる旨を規程に定め、取締役及び使用人に周知しております。

キ 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が監査を実効的に行われることを確保するため、以下の体制を整備しております。

- i. 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めております。
- ii. 監査役は必要に応じて取締役及び使用人との意見交換を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
- iii. 監査役は内部監査室との連携により、実効的な監査業務の遂行を図っております。
- iv. 取締役は監査役の職務の執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備します。
- v. 監査役の職務を執行するうえで必要な費用は、請求により会社はすみやかに支払いを行います。

ク 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために、以下の体制を整備しております。

- i. 「反社会的勢力の排除に関する規程」を定め、会社及びステークホルダーの社会的信頼の保全ならびに健全な経営活動の維持を図ります。

- ii. 反社会的勢力に対して一切の関係を遮断すると共に、外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした対応で臨みます。
- iii. 販売、仕入購買、業務委託、一般経費の支払等において、新規に取引を行う場合、それら対象先の属性調査を実施しております。
- iv. 継続的あるいは断続的に取引が行われる対象先へは、少なくとも年1回以上、属性調査を実施しております。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社では、事業を取り巻く様々なリスクに対して、当社の事業経営におけるリスクの発生防止、またはリスクが具現化した場合の損失もしくは不利益の最小化を図るための対応策を明確にし、円滑な経営運営に資することを目的のひとつとして「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定・運営すると共に、経営運営に係るリスクの回避ならびに事故発生時の影響の軽減について審議し、取締役会に意見の上程を行うことを目的としたリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。

リスク管理・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とした取締役及び本部長により構成され、原則として四半期に1回開催しているほか、必要に応じて臨時に開催しております。同委員会では、リスク管理・コンプライアンス上の要検討事項、内部通報の状況、ならびに当社事業に関与する法令等のリスク管理・コンプライアンス上必要な事項について情報共有を行うほか、これらに係る対応等の審議及び取締役会への付議等を議事としております。また、緊急事態が発生した場合は弁護士や社会保険労務士等の社外の専門家と協業し、自然災害、事故、犯罪、知的財産リスク等、当社を取り巻くリスクの早期発見と未然防止に対応できる体制を整備しております。

また、内部通報制度については、「内部通報規程」を設け、当社人事総務部及び内部監査室を従業員等からの相談・通報を受け付ける社内窓口とし、外部の社会保険労務士事務所を社外の相談・通報窓口として設置しております。通報があった際には、代表取締役社長より当該通報の対象となった申告事項の内容に基づき、事実関係の調査及び関連する対応に係る責任者を指名し、必要に応じて社内関連部署の役職員または社外の専門家からなる調査チームの設置や外部機関への調査の依頼を行っております。調査の結果、申告事項の事実があると判明した場合、調査責任者はただちに代表取締役社長にその旨を報告することとしており、報告を受けた代表取締役社長は、すみやかに是正及び再発防止等に必要な措置を講じるものとしております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、2023年6月29日開催の第30回定時株主総会において、定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規程を設けております。当該定款に基づき、当社は社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑥ 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室（専任で1名体制）を設置し、内部監査規程及び内部監査計画に基づき、主に当社各部門の業務プロセスの適正性、法令・定款・諸規程等の準拠性、内部統制システムの有効性等を監査しております。これら監査の状況については、監査の終了後すみやかに代表取締役社長に、内部監査報告書として提出されております。

当社の監査役監査は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、月1回開催される監査役会を中心に実施しております。監査役会にて決議された監査方針に基づき、常勤監査役を中心に、取締役の業務執行の適法性、内部統制システムの適正性、会計監査の相当性等を監査しております。また、重要会議（取締役会、経営会議、リスク管理・コンプライアンス委員会等）に出席し必要に応じて意見表明するほか、社外取締役との意見交換や国内主要事業所への往査、代表取締役社長への提言等を実施しております。

監査法人による監査、監査役監査、内部監査それぞれの実効性や効率を高めるために、三様監査等の場で三者がそれぞれ保有する情報や意見の交換を行い、連携を取れる場を定期的に設けております。

⑦ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的な経営監視機能が重要であると認識しており、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。

社外取締役の平本洋佑は、金融機関や東証プライム上場会社での業務経験から幅広い見識を有しており、当社の経営戦略の策定及び業務執行の意思決定に対し、第三者の視点からの助言や関与が期待できるものと判断したため、社外取締役として選任しております。同氏は、社外取締役就任前に当社と顧問契約を締結していたものの、同契約は社外取締役就任前に当社の運営に関する助言及び支援を行うことを範囲としたもので、その期間は短期間であり、同契約に係る報酬は多額の金銭に該当するものではありません。

社外監査役の金城保は、公認会計士資格を保有しており、企業会計及び税務に関する高度な知識と豊富な経験を有しております。この経験等に基づく客観的な視点で取締役の業務執行等の監査ができると判断したことから、社外監査役

として選任しております。同氏は、当社株式を2,000株所有しておりますが、当社との間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の管納啓文は、現役の弁護士であり、企業法務に関する豊富な知識と実務実績を有しております。これらの専門的な見地と経営に対する客観的な中立性に鑑み、当社の監査業務のさらなる充実への寄与が期待できることから、社外監査役として選任しております。同氏は、監査役就任前に当社と顧問契約を締結していたものの、同契約は社外監査役就任前に当社の運営に関する助言及び支援を行うことを範囲としたもので、その期間は短期間であり、同契約に係る報酬は多額の金銭に該当するものではありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する具体的基準は方針を定めていないものの、証券会員制法人福岡証券取引所の定める社外役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

⑧ 取締役の定数、資格制限及び選解任の決議要件に関する事項

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。また、当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこと及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

ア 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

イ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、株主総会及び取締役会の決議によって、特定の株主からその有する株式の全部または一部を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

ウ 取締役の責任免除

当社は、取締役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

エ 監査役の責任免除

当社は、監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。これは、監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会において円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪ 役員の報酬

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役	92,022	92,022	—	—	5
監査役 (うち社外監査役)	10,650 (3,000)	10,650 (3,000)	— (—)	— (—)	4 (2)

⑫ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	14,200	—
計	14,200	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は監査計画に基づき、監査日数、人員数、監査内容等について両者で協議を行い、監査計画の妥当性を検証したうえで決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3. 監査証明について

- (1) 当社は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人により中間監査を受けております。

4. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	556,181	355,199
売掛金	※1 152,452	※1 216,990
商品	280,536	248,154
貯蔵品	1,754	1,592
前渡金	666	352
前払費用	27,115	25,576
その他	28,735	25,230
流動資産合計	1,047,443	873,096
固定資産		
有形固定資産		
建物	604,957	555,364
構築物	30,677	26,345
工具、器具及び備品	175,059	179,667
リース資産	15,933	3,568
その他	11,119	8,578
減価償却累計額	※4 △450,619	※4 △415,921
有形固定資産合計	387,127	357,602
無形固定資産		
ソフトウェア	1,866	1,454
のれん	-	13,057
その他	4,306	4,233
無形固定資産合計	6,172	18,746
投資その他の資産		
長期貸付金	83,859	75,368
敷金	109,525	115,020
長期前払費用	50,476	52,569
繰延税金資産	71,678	65,069
その他	※2 24,954	※2 25,270
投資その他の資産合計	340,496	333,298
固定資産合計	733,796	709,647
資産合計	1,781,240	1,582,744

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,720	17,145
短期借入金	※3 260,000	※3 130,000
1年内返済予定の長期借入金	20,004	20,004
リース債務	3,205	941
未払金	49,788	51,917
未払費用	64,680	60,132
未払法人税等	41,924	4,799
未払消費税等	30,132	18,769
前受金	※1 28,739	※1 19,779
預り金	5,622	10,044
賞与引当金	67,852	49,984
流動負債合計	587,670	383,518
固定負債		
長期借入金	228,319	208,315
リース債務	2,415	609
退職給付引当金	68,585	65,838
資産除去債務	68,855	68,251
その他	1,646	1,507
固定負債合計	369,821	344,520
負債合計	957,492	728,039
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金	15,000	15,000
その他資本剰余金	191	191
資本剰余金合計	15,191	15,191
利益剰余金		
利益準備金	6,500	6,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	753,658	788,311
利益剰余金合計	760,158	794,811
自己株式	△16,603	△20,298
株主資本合計	823,747	854,705
純資産合計	823,747	854,705
負債純資産合計	1,781,240	1,582,744

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間 (2024年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	386,333
売掛金	※1 129,630
商品	257,997
貯蔵品	1,132
前渡金	150
前払費用	28,374
その他	25,404
流動資産合計	829,023
固定資産	
有形固定資産	
建物	555,364
構築物	26,799
工具、器具及び備品	181,851
リース資産	3,568
その他	8,445
減価償却累計額	※4 △435,452
有形固定資産合計	340,577
無形固定資産	
ソフトウェア	1,249
のれん	12,394
その他	4,233
無形固定資産合計	17,876
投資その他の資産	
長期貸付金	71,096
敷金	115,110
長期前払費用	53,615
繰延税金資産	54,847
その他	※2 25,270
投資その他の資産合計	319,939
固定資産合計	678,393
資産合計	1,507,417

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	11,107
短期借入金	※3 130,000
1年内返済予定の長期借入金	19,944
リース債務	807
未払金	61,894
未払費用	55,423
未払法人税等	1,230
未払消費税等	※5 9,744
前受金	※1 29,492
預り金	2,175
賞与引当金	15,633
流動負債合計	337,454
固定負債	
長期借入金	198,373
リース債務	204
退職給付引当金	63,935
資産除去債務	68,540
その他	1,663
固定負債合計	332,716
負債合計	670,170
純資産の部	
株主資本	
資本金	65,000
資本剰余金	
資本準備金	15,000
その他資本剰余金	191
資本剰余金合計	15,191
利益剰余金	
利益準備金	6,500
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	770,852
利益剰余金合計	777,352
自己株式	△20,298
株主資本合計	837,246
純資産合計	837,246
負債純資産合計	1,507,417

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
売上高	※1	5,993,706	※1	6,450,609
売上原価		4,327,506		4,753,311
売上総利益		1,666,200		1,697,297
販売費及び一般管理費	※2	1,469,527	※2	1,540,258
営業利益		196,672		157,039
営業外収益				
受取利息		817		747
補助金収入		17,715		-
受取遅延損害金		13,804		-
受取賠償金		1,530		1,560
受取報奨金		2,227		1,088
助成金収入		-		1,047
その他		14,410		1,702
営業外収益合計		50,504		6,145
営業外費用				
支払利息		5,490		5,604
その他		632		325
営業外費用合計		6,122		5,929
経常利益		241,054		157,255
特別利益				
有形固定資産売却益	※3	-	※3	552
事業譲渡益		-		33,501
特別利益合計		-		34,054
特別損失				
有形固定資産除却損	※4	17,490	※4	30,494
減損損失	※5	35,953	※5	5,397
店舗閉鎖損失		5,750		10,471
特別損失合計		59,193		46,363
税引前当期純利益		181,860		144,945
法人税、住民税及び事業税		67,313		38,455
法人税等調整額		△16,439		13,374
法人税等合計		50,874		51,829
当期純利益		130,985		93,115

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 商品仕入					
1. 期首商品棚卸高		273,027		280,536	
2. 当期商品仕入高		4,157,021		4,526,456	
合計		4,430,048		4,806,993	
3. 期末商品棚卸高		280,536		248,154	
差引		4,149,512	95.9	4,558,838	95.9
II 労務費		3,591	0.1	5,601	0.1
III 経費	※1	174,402	4.0	188,871	4.0
売上原価		4,327,506	100.0	4,753,311	100.0

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	123,475	133,421
地代家賃	22,455	22,455

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
売上高	※1 3,115,211
売上原価	※3 2,319,079
売上総利益	796,132
販売費及び一般管理費	※3 767,122
営業利益	29,010
営業外収益	
受取利息	372
受取賠償金	1,300
助成金収入	427
その他	469
営業外収益合計	2,569
営業外費用	
支払利息	1,955
営業外費用合計	1,955
経常利益	29,624
特別損失	
有形固定資産除却損	※2 0
特別損失合計	0
税引前中間純利益	29,624
法人税、住民税及び事業税	1,234
法人税等調整額	10,222
法人税等合計	11,457
中間純利益	18,167

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	15,000	191	15,191
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首 残高	65,000	15,000	191	15,191
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	65,000	15,000	191	15,191

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他	利益剰余金合計			
		利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	6,500	681,389	687,889	△ 10,672	757,409	757,409
会計方針の変更による 累積的影響額		△ 15,634	△ 15,634		△ 15,634	△ 15,634
会計方針の変更を反映した当期首 残高	6,500	665,754	672,254	△ 10,672	741,774	741,774
当期変動額						
剰余金の配当		△ 43,081	△ 43,081		△ 43,081	△ 43,081
当期純利益		130,985	130,985		130,985	130,985
自己株式の取得				△ 5,931	△ 5,931	△ 5,931
当期変動額合計	-	87,903	87,903	△ 5,931	81,972	81,972
当期末残高	6,500	753,658	760,158	△ 16,603	823,747	823,747

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	15,000	191	15,191
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	65,000	15,000	191	15,191

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	6,500	753,658	760,158	△ 16,603	823,747	823,747
当期変動額						
剰余金の配当		△ 58,463	△ 58,463		△ 58,463	△ 58,463
当期純利益		93,115	93,115		93,115	93,115
自己株式の取得				△ 3,695	△ 3,695	△ 3,695
当期変動額合計	-	34,652	34,652	△ 3,695	30,957	30,957
当期末残高	6,500	788,311	794,811	△ 20,298	854,705	854,705

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	15,000	191	15,191
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	65,000	15,000	191	15,191

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	6,500	788,311	794,811	△ 20,298	854,705	854,705
当中間期変動額						
剰余金の配当		△ 35,625	△ 35,625		△ 35,625	△ 35,625
中間純利益		18,167	18,167		18,167	18,167
当中間期変動額合計	-	△17,458	△17,458	-	△17,458	△17,458
当中間期末残高	6,500	770,852	777,352	△ 20,298	837,246	837,246

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	2022年4月1日 2023年3月31日)	(自 至	2023年4月1日 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益		181,860		144,945
減価償却費		63,770		52,915
減損損失		35,953		5,397
のれん償却額		-		221
事業譲渡益		-		△33,501
立替金の増減額(△は増加)		△10,146		9,191
賞与引当金の増減額(△は減少)		△1,774		△17,868
退職給付引当金の増減額(△は減少)		9,729		△2,747
受取利息及び受取配当金		△817		△747
支払利息		5,490		5,604
有形固定資産除却損		17,490		30,494
有形固定資産売却益		-		△552
店舗閉鎖損失		5,750		10,471
売上債権の増減額(△は増加)		△12,236		△64,537
棚卸資産の増減額(△は増加)		△7,000		32,544
仕入債務の増減額(△は減少)		1,726		1,425
未払金の増減額(△は減少)		8,285		3,922
未払消費税等の増減額(△は減少)		3,085		△11,363
前受金の増減額(△は減少)		5,742		△8,960
その他		3,669		△7,212
小計		310,579		149,642
利息及び配当金の受取額		4		4
利息の支払額		△5,473		△5,273
法人税等の支払額		△62,655		△75,580
営業活動によるキャッシュ・フロー		242,454		68,793
投資活動によるキャッシュ・フロー				
貸付金の回収による収入		9,062		9,162
有形固定資産の取得による支出		△61,402		△47,447
有形固定資産の売却による収入		-		3,213
資産除去債務の履行による支出		-		△22,727
事業譲受による支出		※2 -		※2 △23,643
事業譲渡による収入		※3 -		※3 32,501
敷金の差入による支出		△8,180		△17,744
敷金の回収による収入		2,459		12,230
保険積立金の積立による支出		△278		△295
投資活動によるキャッシュ・フロー		△58,338		△54,751

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	-	△130,000
長期借入金の返済による支出	△20,004	△20,004
リース債務の返済による支出	△6,467	△2,861
自己株式の取得による支出	△5,931	△3,695
配当金の支払額	△43,081	△58,463
財務活動によるキャッシュ・フロー	△75,484	△215,024
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	108,631	△200,982
現金及び現金同等物の期首残高	447,550	556,181
現金及び現金同等物の期末残高	※1 556,181	※1 355,199

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2024年4月1日	
至 2024年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	29,624
減価償却費	23,738
のれん償却額	663
前払費用の増減額(△は増加)	△2,583
前払金の増減額(△は増加)	△2,161
賞与引当金の増減額(△は減少)	△34,351
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△1,902
受取利息及び受取配当金	△372
支払利息	1,955
売上債権の増減額(△は増加)	87,359
棚卸資産の増減額(△は増加)	△9,382
仕入債務の増減額(△は減少)	△6,037
未払金の増減額(△は減少)	8,636
未払費用の増減額(△は減少)	△4,704
預り金の増減額(△は減少)	△7,868
未払消費税等の増減額(△は減少)	△9,024
前受金の増減額(△は減少)	9,713
その他	1,523
小計	84,825
利息及び配当金の受取額	28
利息の支払額	△1,963
法人税等の支払額	△4,803
営業活動によるキャッシュ・フロー	78,086
投資活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金の回収による収入	4,581
有形固定資産の取得による支出	△5,166
敷金の差入による支出	△250
敷金の回収による収入	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	△785

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2024年4月1日	
至 2024年9月30日)	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△10,002
リース債務の返済による支出	△539
配当金の支払額	△35,625
財務活動によるキャッシュ・フロー	△46,167
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	31,133
現金及び現金同等物の期首残高	355,199
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 386,333

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

【注記事項】

（重要な会計方針）

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 貯蔵品

先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～39 年
工具、器具及び備品	2～15 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法によっております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法によっております。

4 収益及び費用の計上基準

(1) 移動体通信事業

移動体通信事業においては、移動体通信端末機器の販売及びその附帯サービス全般を提供することにより、顧客及び代理店契約を締結している移動体通信事業者より対価及び手数料収入を受領しております。移動体通信端末機器の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。また、附帯サービス全般については、サービスを提供した時点又は期間において移動体通信事業者より通知される情報に基づき収益を認識しております。

(2) ブライダル事業

ブライダル事業においては、挙式・披露宴・フォトウェディングの施行及びその附帯サービス全般を提供することにより、顧客及び業務委託契約等を締結している事業者より対価及び手数料収入を受領しております。履行義務の充足時点は基本的に挙式等の施行日として、収益を認識しております。これは挙式等の施行により、商品の引き渡し及びサービスの提供が完了し、顧客より取引対価を受け取る権利を得ていると判断しているためであります。但し、一部商品については引き渡しが行われる日となることから、これらは納品時点において収益を認識することとしております。

5 のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法にて償却しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損処理

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

種類	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	387,127	357,602
無形固定資産	6,172	18,746
減損損失	35,953	5,397

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社の資産グループは、事業区分に基づき、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である都道府県別の出店エリア単位でグルーピングしております。

各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、固定資産の時価が著しく下落した場合、退店の意思決定をした場合及び著しい経営環境の悪化を認識した場合等に減損の兆候を識別しております。

減損の兆候を識別した資産グループは、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、出店エリアにおける市場環境等の影響を考慮した出店エリアごとの事業計画を基礎としており、当該事業計画の算定において使用した主要な仮定は、売上高、売上総利益率及び人件費であります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

事業計画の算定において使用した主要な仮定は、当事業年度末時点の最善の見積りによって決定しておりますが、将来の不確実な経済環境の変動により影響を受ける可能性があり、見積りの仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

(1) 概要

2016年1月に国際会計基準審議会(IASB)より国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」が公表され、同年2月に米国財務会計基準審議会(FASB)よりTopic842「リース」が公表された状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上する会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会のリースに関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上すると共に、借手のリースの費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する会計モデルを採用することとされ、また、国際的な比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(会計上の見積りの変更)

資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額9,359千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

(貸借対照表関係)

※1 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

売掛金及び前受金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産、契約負債の金額は、「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※2 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
定期預金	6,004 千円	6,004 千円

※3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。会計年度末における当座貸越契約に係る借入実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座貸越極度額	100,000 千円	100,000 千円
借入実行残高	100,000 〃	50,000 〃
差引額	- 千円	50,000 千円

※4 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項（セグメント情報等）3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額ならびにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
給与手当	565,795 千円	578,356 千円
退職給付費用	11,074 "	13,535 "
賞与引当金繰入額	58,952 "	49,984 "
地代家賃	188,774 "	202,321 "
減価償却費	53,774 "	43,689 "
おおよその割合		
販売費	7.0 %	7.6 %
一般管理費	93.0 "	92.4 "

※3 有形固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他	- 千円	552 千円

※4 有形固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物	17,165 千円	30,292 千円
工具、器具及び備品	324 "	128 "
その他	0 "	72 "
計	17,490 千円	30,494 千円

※5 減損損失

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

前事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

主な場所	用途	種類	減損損失(千円)
福岡県	店舗設備、看板、事業用資産	建物、構築物	9,744
福岡県	店舗備品	工具、器具及び備品	2,447
福岡県	建設協力金	前払費用	2,138
京都府	店舗設備、看板、事業用資産	建物、構築物	19,364
京都府	店舗備品	工具、器具及び備品	1,132
京都府	店舗備品、事業用資産	その他	562
京都府	システム	ソフトウェア	562

当社は、事業区分を基に、継続して収支の把握がなされるものとして、店舗の出店エリア別（都道府県別）に資産のグルーピングを行っております。

当該資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、固定資産に減損の兆候があるため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお回収可能価額は使用価値により算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づき使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

主な場所	用途	種類	減損損失(千円)
京都府	事業用資産	建物	4,352
京都府	事業用資産	その他	1,045

当社は、事業区分を基に、継続して収支の把握がなされるものとして、店舗の出店エリア別（都道府県別）に資産のグルーピングを行っております。

当該資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、固定資産に減損の兆候があるため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお回収可能価額は使用価値により算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づき使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	240,000	—	—	240,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,000	1,800	—	5,800

(変動事由の概要)

2022年7月19日の取締役会決議による自己株式の取得により1,800株増加しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	43,081	182.55	2022年3月31日	2022年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	58,463	249.63	2023年3月31日	2023年6月30日

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	240,000	—	—	240,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,800	1,000	—	6,800

(変動事由の概要)

2023 年 6 月 29 日の取締役会決議による自己株式の取得により 1,000 株増加しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 29 日 定時株主総会	普通株式	58,463	249.63	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35,625	152.77	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 28 日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金	556,181 千円	355,199 千円
現金及び現金同等物	556,181 千円	355,199 千円

※2 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受にかかる資産及び負債の主な内訳

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社が譲受けた事業に係る資産及び負債の内訳並びに事業の譲受価額と事業譲受による支出 (純額) は次のとおりです。

(単位: 千円)

固定資産	3,598
のれん	20,044
事業の譲受価額	23,643
現金及び現金同等物	-
差引: 事業譲受による支出	23,643

※3 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲渡にかかる資産及び負債の主な内訳

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社の移動体通信事業の一部の譲渡に伴う資産及び負債の内訳並びに事業の譲渡価額と事業譲渡による収入 (純額) は次のとおりです。

(単位: 千円)

固定資産	1,078
固定負債	△2,078
事業譲渡益	33,501
事業の譲渡価額	32,501
現金及び現金同等物	-
差引: 事業譲渡による収入	32,501

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については、中期経営計画に定める設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で12年以内であります。

長期貸付金は建設協力金であり、支払家賃との相殺により回収しますが、店舗物件のオーナーの信用リスクに晒されております。

また敷金は、主に事業所等の建物の賃借に伴うものであり、これらは相手先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理に係る社内規程等に則り、取引相手ごとに支払期日及び残高を管理すると共に、当該債権に関する回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務課が資金繰り予測を作成・更新すると共に、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	83,859	84,408	548
(2) 敷金	109,525	98,318	△11,207
資産計	193,385	182,726	△10,659
(1) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	248,323	242,618	△5,704
負債計	248,323	242,618	△5,704

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	556,181	-	-	-
売掛金	152,452	-	-	-
長期貸付金	-	43,185	33,053	7,621
合計	708,634	43,185	33,053	7,621

(注2) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	260,000	-	-	-	-	-
長期借入金	20,004	20,004	19,944	20,004	20,004	148,363
リース債務	3,205	1,738	676	-	-	-
合計	283,209	21,742	20,620	20,004	20,004	148,363

当事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	75,368	74,448	△920
(2) 敷金	115,020	95,553	△19,466
資産計	190,389	170,002	△20,386
(1) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	228,319	218,988	△9,330
負債計	228,319	218,988	△9,330

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	355,199	-	-	-
売掛金	216,990	-	-	-
長期貸付金	-	43,125	26,150	6,092
合計	572,190	43,125	26,150	6,092

(注2) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	130,000	-	-	-	-	-
長期借入金	20,004	19,944	20,004	20,004	20,004	128,359
リース債務	941	609	-	-	-	-
合計	150,945	20,553	20,004	20,004	20,004	128,359

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2023年3月31日)

該当する事項がありません。

当事業年度(2024年3月31日)

該当する事項がありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2023年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	-	84,408	-	84,408
敷金	-	98,318	-	98,318
資産計	-	182,726	-	182,726
長期借入金	-	242,618	-	242,618
負債計	-	242,618	-	242,618

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価は、契約先ごとの将来キャッシュ・フローと当該債権の残存期間を基に、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

敷金

敷金の時価は、契約先ごとの当期末残高と対象賃貸借物件の見積残存期間を基に、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。なお、社宅物件の賃貸借契約に係る敷金は、平均入居期間を見積残存期間としております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2に分類しております。

当事業年度(2024年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	-	74,448	-	74,448
敷金	-	95,553	-	95,553
資産計	-	170,002	-	170,002
長期借入金	-	218,988	-	218,988
負債計	-	218,988	-	218,988

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価は、契約先ごとの将来キャッシュ・フローと当該債権の残存期間を基に、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

敷金

敷金の時価は、契約先ごとの当期末残高と対象賃貸借物件の見積残存期間を基に、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。なお、社宅物件の賃貸借契約に係る敷金は、平均入居期間を見積残存期間としております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、当社が定めたポイント算定制度により、勤続期間、役職等に基づいた一時金を支給しております。なお、当社が有する当該制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	58,856 千円	68,585 千円
退職給付費用	11,074 "	13,535 "
退職給付の支払額	△1,345 "	△16,283 "
退職給付引当金の期末残高	68,585 "	65,838 "

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非積立型の退職給付債務	68,585 千円	65,838 千円
貸借対照表に計上された負債	68,585 "	65,838 "
退職給付引当金	68,585 千円	65,838 千円
貸借対照表に計上された負債	68,585 "	65,838 "

(3) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	11,074 千円	13,535 千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2023年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 19,600株
付与日	2023年7月20日
権利確定条件	割当日において、当社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という）の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位にあることを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年6月30日～2033年6月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当会計年度（2024年3月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

決議年月日	2023年6月29日
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	19,600
失効	—
権利確定	—
未確定残	19,600
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

決議年月日	2023年6月29日
権利行使価格(円)	3,700
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単価当たりの本源的価値の見積りにっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、時価純資産額方式を参考にしております。なお、算定の結果、単位当たりの本源的価値は0円となり、ストック・オプションの公正な評価単価も0円として算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	- 千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	23,147 千円	22,220 千円
賞与引当金	22,900 "	16,869 "
資産除去債務	23,238 "	23,034 "
減損損失	12,134 "	8,439 "
その他	4,417 "	6,564 "
繰延税金資産小計	85,838 千円	77,128 千円
評価性引当額	- "	- "
繰延税金資産合計	85,838 千円	77,128 千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対する除去費用	14,159 千円	11,909 千円
その他	- "	149 "
繰延税金負債合計	14,159 千円	12,059 千円
繰延税金資産純額	71,678 千円	65,069 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	33.75 %	33.75 %
(調整)		
住民税均等割額	1.44 %	1.80 %
賃上げ促進税制控除額	△5.20 "	- "
中小企業の軽減税率適用	△0.43 "	△0.53 "
のれん償却額	- "	0.05 "
その他	△1.59 "	0.69 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.97 %	35.76 %

(企業結合等関係)

事業分離

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社コスモネット

(2) 分離した事業の内容

当社の移動体通信事業における au ショップ東大宮 (埼玉県さいたま市見沼区)

(3) 事業分離を行った主な理由

当社移動体通信事業の九州エリアにおける販路拡大を目的として、株式会社コスモネットの au ショップみらい長崎ココウォーク (長崎県長崎市) と当社の au ショップ東大宮 (埼玉県さいたま市見沼区) との事業交換を実施いたしました。

(4) 事業分離日

2024年2月1日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡益 33,501 千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内容

流動資産	-	千円
固定資産	1,078	〃
資産合計	1,078	〃
流動負債	-	〃
固定負債	2,078	〃
負債合計	2,078	〃

(3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき処理を行っております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

移動体通信事業

4. 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	259,427	千円
営業利益	1,842	〃

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 譲受先企業の名称及び事業の内容

譲受先企業の名称 株式会社コスモネット

事業の内容 ICTサービスプロバイダー事業における au ショップみらい長崎ココウォーク (長崎県長崎市)

(2) 事業譲受を行った理由

当社移動体通信事業の九州エリアにおける販路拡大を目的として、株式会社コスモネットの au ショップみらい長崎ココウォーク (長崎県長崎市) と当社の au ショップ東大宮 (埼玉県さいたま市見沼区) との事業交換を実施いたしました。

(3) 事業譲受日

2024年2月1日

(4) 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として事業の譲り受けを行ったためであります。

2. 財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

2024年2月1日から2024年3月31日まで

3. 事業譲受の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	23,643	千円
取得原価		23,643	〃

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

13,279千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって、期待される将来の超過収益力から発生したものです。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

(単位：千円)

流動資産	-
固定資産	11,692
資産合計	11,692
流動負債	-
固定負債	1,328
負債合計	1,328

7. 事業譲受が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当事業年度における概算額の算定が困難であるため記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗用建物等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は主として取得から9年～39年と見積り、割引率は0.3403%～1.819%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	68,375 千円	68,855 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- "	2,548 "
見積りの変更による増加額	- "	9,359 "
時の経過による調整額	479 "	494 "
事業譲受による増加額	- "	1,328 "
資産除去債務の履行による減少額	- "	△12,256 "
事業譲渡による減少額	- "	△2,078 "
期末残高	68,855 千円	68,251 千円

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

「注記事項（会計上の見積りの変更）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	140,216	152,452
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	152,452	216,990
契約負債（期首残高）	22,997	28,739
契約負債（期末残高）	28,739	19,779

※1 顧客との契約から生じた債権は売掛金、契約負債は主に顧客からの前受金に関するもので、貸借対照表上は売掛金、前受金として独立表示しております。なお、契約負債は、収益を認識する際に充当され残高が減少します。当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債（前受金）に含まれていた額は27,891千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社において、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社の報告セグメントは「移動体通信事業」「ブライダル事業」の2つを報告セグメントとしております。各セグメントの主な内容は以下のとおりであります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「移動体通信事業」は、主に移動体通信端末機器の販売及びその附帯サービス全般の提供を行っております。

「ブライダル事業」は、主に挙式・披露宴・フォトウェディングの施行及びその附帯サービス全般の提供を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び分解情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	財務諸表計上額
	移動体通信事業	ブライダル事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	5,536,406	420,839	5,957,246	36,460	5,993,706
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	5,536,406	420,839	5,957,246	36,460	5,993,706
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	5,536,406	420,839	5,957,246	36,460	5,993,706
セグメント利益	149,801	43,677	193,479	47,574	241,054
セグメント資産	658,962	160,066	819,028	962,211	1,781,240
その他の項目					
減価償却費	40,639	13,607	54,246	9,524	63,770
受取利息	370	442	812	4	817
支払利息	12	68	80	5,409	5,490
減損損失	14,331	21,621	35,953	-	35,953
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	48,786	7,880	56,667	5,290	61,957

(注) 1. 調整額の内容は、以下のとおりです。

- (1) 売上高の調整額 36,460 千円は、各報告セグメントへ配分していない間接部門収益 36,460 千円であります。間接部門収益は、主に報告セグメントに帰属していない補償に係る手数料です。
- (2) セグメント利益の調整額 47,574 千円は、各報告セグメントへ配分していない間接部門収益 47,574 千円であります。間接部門収益は、主に報告セグメントに帰属していない補償に係る手数料、助成金収入です。
- (3) セグメント資産の調整額 962,211 千円は、各報告セグメントへ配分していない全社資産であります。全社資産は、主に運用資金（現金及び預金等）、管理部門に係る資産等であります。
- (4) その他項目の調整額は、各報告セグメントへ配分していない全社費用であります。なお、有形固定資産及び無形固定資産の増加額は主に全社に係るネットワーク環境構築設備の増加額であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額	財務諸表計上額
	移動体通信事業	プライダル事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	5,945,293	505,315	6,450,609	-	6,450,609
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	5,945,293	505,315	6,450,609	-	6,450,609
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	5,945,293	505,315	6,450,609	-	6,450,609
セグメント利益	137,378	22,248	159,626	△2,371	157,255
セグメント資産	683,923	159,232	843,156	739,588	1,582,744
その他の項目					
減価償却費	30,535	14,160	44,695	8,219	52,915
のれん償却額	221	-	221	-	221
受取利息	334	407	742	4	747
支払利息	-	29	29	5,574	5,604
減損損失	-	5,397	5,397	-	5,397
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	17,485	40,057	57,542	5,038	62,581

（注） 1. 調整額の内容は、以下のとおりです。

- （1）セグメント利益の調整額△2,371千円は、各報告セグメントへ配分していない全社費用△2,371千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属していない営業外費用です。
- （2）セグメント資産の調整額739,588千円は、各報告セグメントへ配分していない全社資産であります。全社資産は、主に運用資金（現金及び預金等）、管理部門に係る資産等であります。
- （3）その他項目の調整額は、各報告セグメントへ配分していない全社費用であります。なお、有形固定資産及び無形固定資産の増加額は主に本社改装に係る資産の増加額であります。

（注） 2. セグメント利益は、損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
沖縄セルラー電話株式会社	4,148,487	移動体通信事業
KDDI 株式会社	1,167,110	移動体通信事業

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
沖縄セルラー電話株式会社	4,604,235	移動体通信事業
KDDI 株式会社	1,162,793	移動体通信事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	移動体通信事業	プライダル事業	計			
当期末残高	13,057	-	13,057	-	-	13,057

（注）のれん償却額については、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者	間山弘造	—	—	当社代表取締役 役会長	直接 6.45% 間接 66.61%	債務被保証	当社の銀行借 入に対する債 務被保証 (注)	200,000	—	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行借入に対して代表取締役役会長間山弘造より債務保証を受けております。なお、保証金の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者	間山弘造	—	—	当社代表取締役 役会長	直接 6.48% 間接 66.90%	債務被保証	当社の銀行借 入に対する債 務被保証 (注)	200,000	—	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行借入に対して代表取締役役会長間山弘造より債務保証を受けております。なお、保証金の支払いは行っておりません。また、当該債務被保証については、2024 年 11 月に解消しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	3,517.28円	3,665.12円
1株当たり当期純利益	557.89円	398.73円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益(千円)	130,985	93,115
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	130,985	93,115
普通株式の期中平均株式数(株)	234,787	233,531
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	第1回新株予約権 (新株予約権の数196個) (新株予約権の目的となる株式の数19,600株) これらの詳細については、「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

【注記事項】

（重要な会計方針）

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 貯蔵品

先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～39 年
工具、器具及び備品	2～15 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法によっております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法によっております。

4 収益及び費用の計上基準

(1) 移動体通信事業

移動体通信事業においては、移動体通信端末機器の販売及びその附帯サービス全般を提供することにより、顧客及び代理店契約を締結している移動体通信事業者より対価及び手数料収入を受領しております。移動体通信端末機器の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。また、附帯サービス全般については、サービスを提供した時点又は期間において移動体通信事業者より通知される情報に基づき収益を認識しております。

(2) ブライダル事業

ブライダル事業においては、挙式・披露宴・フォトウェディングの施行及びその附帯サービス全般を提供することにより、顧客及び業務委託契約等を締結している事業者より対価及び手数料収入を受領しております。履行義務の充足時点は基本的に挙式等の施行日として、収益を認識しております。これは挙式等の施行により、商品の引き渡し及びサービスの提供が完了し、顧客より取引対価を受け取る権利を得ていると判断しているためであります。但し、一部商品については引き渡しが行われる日となることから、これらは納品時点において収益を認識することとしております。

5 のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法にて償却しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

売掛金及び前受金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産、契約負債の金額は、「注記事項(収益認識関係)3.(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※2 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2024年9月30日)
定期預金	6,004 千円

※3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。会計年度末における当座貸越契約に係る借入実行残高等は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2024年9月30日)
当座貸越極度額	200,000 千円
借入実行残高	100,000 〃
差引額	100,000 千円

※4 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

※5 消費税の取扱い

仮払消費税及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項(セグメント情報等) 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び分解情報」に記載しております。

※2 有形固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
工具、器具及び備品	0 千円
計	0 千円

※3 減価償却実施額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
有形固定資産	23,532 千円
無形固定資産	205 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	240,000	—	—	240,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	6,800	—	—	6,800

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	35,625	152.77	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
現金及び預金	386,333 千円
現金及び現金同等物	386,333 千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	71,096	69,718	△1,378
(2) 敷金	115,110	106,555	△8,554
資産計	186,206	176,273	△9,932
(1) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	218,317	207,146	△11,170
負債計	218,317	207,146	△11,170

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当する事項がありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	-	69,718	-	69,718
敷金	-	106,555	-	106,555
資産計	-	176,273	-	176,273
長期借入金	-	207,146	-	207,146
負債計	-	207,146	-	207,146

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価は、契約先ごとの将来キャッシュ・フローと当該債権の残存期間を基に、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

敷金

敷金の時価は、契約先ごとの当期末残高と対象賃貸借物件の見積残存期間を基に、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。なお、社宅物件の賃貸借契約に係る敷金は、平均入居期間を見積残存期間としております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2023年6月29日	2024年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 10名	当社取締役 1名 当社従業員 12名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 19,600株	普通株式 6,000株
付与日	2023年7月20日	2024年7月18日
権利確定条件	割当日において、当社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という）の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位にあることを要する。	割当日において、当社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という）の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位にあることを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年6月30日～2033年6月29日	2026年6月28日～2034年6月27日
権利行使価格	3,700円	3,800円
付与日における公正な評価単価	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
期首残高	68,251 千円
時の経過による調整額	288 "
中間期末残高	68,540 千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	216,990
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	129,630
契約負債（期首残高）	19,779
契約負債（期末残高）	29,492

※1 顧客との契約から生じた債権は売掛金、契約負債は主に顧客からの前受金に関するもので、中間貸借対照表上は売掛金、前受金として独立表示しております。なお、契約負債は、収益を認識する際に充当され残高が減少します。当中間会計期間に認識した収益のうち、期首時点の契約負債（前受金）に含まれていた額は15,105千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社において、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社の報告セグメントは「移動体通信事業」「ブライダル事業」の2つを報告セグメントとしております。各セグメントの主な内容は以下のとおりであります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「移動体通信事業」は、主に移動体通信端末機器の販売及びその附帯サービス全般の提供を行っております。

「ブライダル事業」は、主に挙式・披露宴・フォトウェディングの施行及びその附帯サービス全般の提供を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	中間財務諸表 計上額
	移動体通信事業	ブライダル事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	2,933,462	181,749	3,115,211	-	3,115,211
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	2,933,462	181,749	3,115,211	-	3,115,211
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,933,462	181,749	3,115,211	-	3,115,211
セグメント利益又は損失 (△)	59,859	△30,081	29,777	△153	29,624
セグメント資産	604,082	148,535	752,618	754,799	1,507,417
その他の項目					
減価償却費	13,491	7,004	20,495	3,242	23,738
のれん償却額	663	-	663	-	663
受取利息	153	190	344	28	372
支払利息	-	-	-	1,955	1,955
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	2,959	2,143	5,102	1,404	6,507

(注) 1. 調整額の内容は、以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損益の調整額△153千円は、各報告セグメントへ配分していない全社費用△153千円であり、全社費用は、主に報告セグメントに帰属していない営業外費用です。

(2) セグメント資産の調整額754,799千円は、各報告セグメントへ配分していない全社資産であります。全社資産は、主に運用資金（現金及び預金等）、管理部門に係る資産等であります。

(3) その他項目の調整額は、各報告セグメントへ配分していない全社費用であります。なお、有形固定資産及び無形固定資産の増加額は主に本社改装に係る資産の増加額であります。

(注) 2. セグメント利益又は損失は、中間損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
沖縄セルラー電話株式会社	2,243,840	移動体通信事業
KDDI 株式会社	606,229	移動体通信事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	移動体通信 事業	ブライダル 事業	計			
当期末残高	12,394	-	12,394	-	-	12,394

(注) のれん償却額については、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (2024年9月30日)
1株当たり純資産額	3,590.25円

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純利益	77.90円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益(千円)	18,167
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	18,167
普通株式の期中平均株式数(株)	233,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 (新株予約権の数196個) (新株予約権の目的となる株式の数19,600株) これらの詳細については、「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります 第2回新株予約権 (新株予約権の数60個) (新株予約権の目的となる株式の数6,000株) これらの詳細については、「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります

(重要な後発事象)

単元株制度の採用について

当社株式の流動性向上を図るため、2024年12月19日開催の臨時株主総会決議に基づき、2024年12月19日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	604,957	40,946	90,539	555,364	251,767	26,667 (4,352)	303,596
構築物	30,677	-	4,332	26,345	17,473	1,127	8,871
工具、器具 及び備品	175,059	11,954	7,347	179,667	144,360	12,797	35,306
リース資産	15,933	-	12,364	3,568	2,319	2,329	1,248
その他	11,119	8,086	10,627	8,578	-	9,582 (1,045)	8,578
有形固定資産計	837,747	60,988	125,211	773,524	415,921	52,504 (5,397)	357,602
無形固定資産							
ソフトウェア	6,504	-	2,700	3,804	2,349	411	1,454
のれん	-	13,279	-	13,279	221	221	13,057
その他	4,306	-	72	4,233	-	-	4,233
無形固定資産計	10,811	13,279	2,772	21,317	2,571	632	18,746
長期前払費用	50,476	2,514	421	52,569	-	-	52,569

(注) 1. 「当期償却額」欄の () 内は内書きで、当期の減損損失計上額であります。

2. 当期末減価償却累計額又は償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	新規出店店舗 他	31,834 千円
工具、器具及び備品	店舗用什器 他	10,771 千円
その他	店舗用什器 他	5,768 千円

4. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	撤退店舗	56,466 千円
----	------	-----------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	260,000	130,000	1.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	20,004	20,004	1.7	—
1年以内に返済予定のリース債務	3,205	941	2.3	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	228,319	208,315	0.8	2025年～2035年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,415	609	1.7	2024年～2025年
その他有利子負債	-	-	-	—
合計	513,944	359,870	-	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

(単位：千円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	19,944	20,004	20,004	20,004
リース債務	609	-	-	-

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	67,852	49,984	67,852	-	49,984

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①現金及び預金

(単位：千円)

区分	金額
現金	4,541
預金	
普通預金	350,658
計	350,658
合計	355,199

②売掛金

相手先別内訳

(単位：千円)

相手先	金額
沖縄セルラー電話株式会社	121,058
株式会社サンエー	46,822
KDDI 株式会社	19,625
株式会社クレディセゾン	13,696
長崎自動車株式会社	6,459
その他	9,327
合計	216,990

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
152,452	1,913,763	1,849,225	216,990	89.5	35.3

③棚卸資産

(単位：千円)

区分	金額
商品 (携帯電話、附属品等)	248,154
貯蔵品 (商品券、切手等)	1,592
合計	249,746

④敷金

相手先別内訳

(単位：千円)

相手先	金額
株式会社サンエー	48,830
株式会社サンエーパルコ	14,331
長崎自動車株式会社	10,295
株式会社奥原商事	6,355
有限会社ジョウゲン開発	4,800
その他	30,407
合計	115,020

⑤買掛金

相手先別内訳

(単位：千円)

相手先	金額
株式会社フォーシスアンドカンパニー	1,645
株式会社日比谷花壇	1,614
株式会社ティール・エム・シー	1,465
株式会社 Sereno	1,247
株式会社ビデオソニック	1,005
その他	10,166
合計	17,145

⑥短期借入金

(単位：千円)

区分	金額
株式会社琉球銀行	50,000
株式会社みずほ銀行	50,000
株式会社沖縄銀行	30,000
合計	130,000

⑦未払金

相手先別内訳

(単位：千円)

相手先	金額
アイティーオーエージェント株式会社	3,158
IBS 即戦力人財株式会社	2,895
サマーライト株式会社	2,758
株式会社インボイス	2,360
株式会社エフジー	2,089
その他	38,654
合計	51,917

⑧長期借入金（1年以内返済分を含まない）

(単位：千円)

区分	金額
沖縄振興開発金融公庫	200,000
株式会社琉球銀行	8,315
合計	208,315

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1
買取手数料	無料 (注) 2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.koki.inc/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、Fukuoka PRO Market への上場に伴い、社債、株式等振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が証券会員制法人福岡証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年7月31日	高柳彰男	東京都品川区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	斉藤政美	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	500	1,847,500(3,695)	所有者の事情による
2023年7月31日	高柳彰男	東京都品川区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	仲座真吾	沖縄県沖縄市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	500	1,847,500(3,695)	所有者の事情による
2023年8月24日	光貴社員持株会	沖縄県宜野湾市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	東江孝夫	沖縄県宜野湾市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	1,400	—	役員就任により持株会名義の当社株式を個人名義に変更したため
2024年5月27日	廿楽ミヨ	埼玉県桶川市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	間山さゆり	沖縄県那覇市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	1,000	—	相続のため

(注) 1. 当社は、Fukuoka PRO Market への上場を予定しております。証券会員制法人福岡証券取引所が定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が事業年度の初日から定時株主総会の日までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。)の末日(2024年3月31日)から起算して2年前(2022年4月1日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存することとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的关系会社

3. 移転価格は、株価算定結果を参考として、当事者間で協議のうえ、決定した価格であります。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行年月日	2023年7月20日	2024年7月18日
種類	普通株式	普通株式
発行数	19,600株	6,000株
発行価格	3,700円	3,800円
資本組入額	1,850円	1,900円
発行価額の総額	72,520,000円	22,800,000円
資本組入額の総額	36,260,000円	11,400,000円
発行方法	2023年6月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	2024年6月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 1	(注) 1

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、証券会員制法人福岡証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の募集等による場合を除く。）、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。）、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当て又は交付を受けた者をして、担当F-Adviserに対して、以下の事項について確約させるものとされております。
- ①割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下、「割当株式等」という。）について、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日（割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日）まで所有すること。
 - ②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知すると共に、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
 - ③その他同取引所が必要と認める事項。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2024年3月31日であります。

2. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
行使時の払込金額	「第一部 企業情報 第5【発行者の状況】1【株式等の状況】（2）新株予約権等の状況」に記載しております。	「第一部 企業情報 第5【発行者の状況】1【株式等の状況】（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
行使期間	同上	同上
行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上

2【取得者の概況】

①第1回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と発行者との関係
斉藤 政美	東京都世田谷区	会社役員	6,000	22,200,000 (3,700)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社取締役)
仲座 真吾	沖縄県沖縄市	会社役員	3,200	11,840,000 (3,700)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社取締役)
東江 孝夫	沖縄県宜野湾市	会社役員	2,200	8,140,000 (3,700)	特別利害関係者等 (当社取締役)
池間 拓己	沖縄県宜野湾市	会社員	1,200	4,440,000 (3,700)	当社従業員
上間 圭	沖縄県中頭郡読谷村	会社員	1,000	3,700,000 (3,700)	当社従業員
比嘉 陽介	沖縄県宜野湾市	会社員	1,000	3,700,000 (3,700)	当社従業員
保坂 仁	福岡県北九州市八幡東区	会社員	1,000	3,700,000 (3,700)	当社従業員
古我知 博夢	沖縄県南城市	会社員	1,000	3,700,000 (3,700)	当社従業員
武島 博明	沖縄県宜野湾市	会社員	1,000	3,700,000 (3,700)	当社従業員
上間 力也	沖縄県宜野湾市	会社員	500	1,850,000 (3,700)	当社従業員
金城 恵理奈	沖縄県沖縄市	会社員	500	1,850,000 (3,700)	当社従業員
吉田 佳史	大阪府大阪市平野区	会社員	500	1,850,000 (3,700)	当社従業員
安 中	沖縄県うるま市	会社員	500	1,850,000 (3,700)	当社従業員

②第2回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と発行者との関係
若尾 徹	沖縄県那覇市	会社役員	1,500	5,700,000 (3,800)	特別利害関係者等 (当社取締役)
間山 光貴	沖縄県那覇市	会社員	500	1,900,000 (3,800)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
棚原 零	長崎県長崎市	会社員	500	1,900,000 (3,800)	当社従業員
根波 朝基	沖縄県島尻郡南風原町	会社員	500	1,900,000 (3,800)	当社従業員
森 みゆき	沖縄県宜野湾市	会社員	500	1,900,000 (3,800)	当社従業員
渡邊 雄大	沖縄県宜野湾市	会社員	500	1,900,000 (3,800)	当社従業員
上間 圭	沖縄県中頭郡読谷村	会社員	300	1,140,000 (3,800)	当社従業員
岩本 篤	福岡県北九州市八幡西区	会社員	300	1,140,000 (3,800)	当社従業員
砂辺 優成	沖縄県中頭郡読谷村	会社員	300	1,140,000 (3,800)	当社従業員
飯田 いつか	沖縄県沖縄市	会社員	300	1,140,000 (3,800)	当社従業員
崎原 一路	沖縄県浦添市	会社員	300	1,140,000 (3,800)	当社従業員
村吉 達樹	沖縄県島尻郡与那原町	会社員	300	1,140,000 (3,800)	当社従業員
比嘉 陽介	沖縄県宜野湾市	会社員	200	760,000 (3,800)	当社従業員

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社 K&S（注） 1、 2	沖縄県那覇市おもろまち 1 丁目 1 番 25-3001	156,000	60.28
光貴社員持株会（注） 1	沖縄県宜野湾市伊佐 2 丁目 10-12	22,600	8.73
大阪中小企業投資育成株式会社 （注） 1	大阪府大阪市北区中之島 3 丁目 3 番 23 号	20,000	7.73
間山 弘造（注） 1、 3	沖縄県那覇市	15,100	5.83
間山 さゆり（注） 1、 4、 5	沖縄県那覇市	14,100	5.45
斉藤 政美（注） 1、 3	東京都世田谷区	6,500 (6,000)	2.51 (2.32)
仲座 真吾（注） 1、 5	沖縄県沖縄市	3,700 (3,200)	1.43 (1.24)
東江 孝夫（注） 1、 5	沖縄県宜野湾市	3,600 (2,200)	1.39 (0.85)
金城 保（注） 1、 5	千葉県印西市	2,000	0.77
間山 光貴（注） 1、 4	沖縄県那覇市	1,500 (500)	0.58 (0.19)
若尾 徹（注） 5	沖縄県那覇市	1,500 (1,500)	0.58 (0.58)
その他 19 名（注） 6	—	12,200 (12,200)	4.71 (4.71)
計	—	258,800 (25,600)	100.00 (9.89)

- (注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位 10 名）
 2. 特別利害関係者（役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社）
 3. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
 4. 特別利害関係者等（当社の代表取締役の配偶者及び二親等以内の血族）
 5. 特別利害関係者（当社の役員）
 6. 当社の従業員
 7. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2025年2月18日

株式会社光貴

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

秋田 秀樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

戸田 圭亮

監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社光貴の2023年4月1日から2024年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社光貴の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2023年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

2025年2月18日

株式会社光貴

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

秋田 秀樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

戸田 圭亮

中間監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社光貴の2024年4月1日から2025年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社光貴の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上